

一 資料編 一

1	検討体制	115
2	検討の経緯	118
3	第一次計画の評価に用いた評価指標の詳細など	121
4	環境に関するアンケート調査結果	135
5	分野別の取組（50音順）	158
6	主な環境関連法令・計画	162
7	用語解説	165

1 検討体制

「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）の策定に向けた検討は、識見を有する者、市民の代表、事業者の代表、市職員からなる「あきる野市環境基本計画市民検討委員会」（以下「市民検討委員会」という。）と庁内横断組織である「あきる野市環境基本計画策定本部」及び「あきる野市環境基本計画策定委員会」（以下「策定本部」及び「策定委員会」という。）で行いました。

また、「第二次あきる野市環境基本計画（案）」について、識見を有する者、市民、事業者からなる「あきる野市環境審議会」に諮問し、審議の後、同審議会より答申をいただきました（図1）。

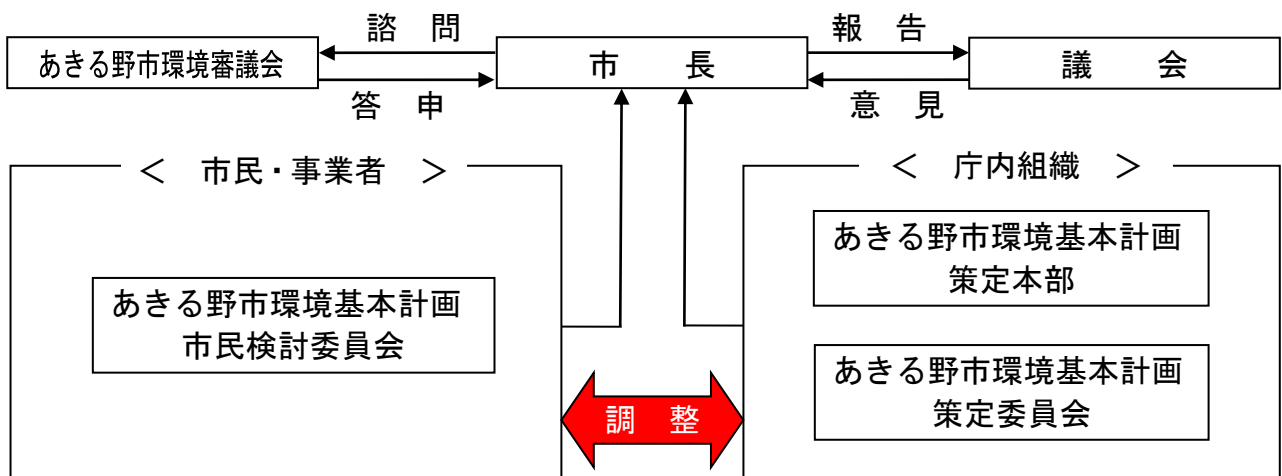


図1 検討体制のイメージ

(1) あきる野市環境審議会委員名簿（平成28年（2016年）1月25日現在）

職務	氏名	所属
会長	志村 秀男	
副会長	青木 旦治	あきる野市緑地保全審議会
委員	栗原 晋二	あきる野市都市環境審議会
委員	海老沢 米造	あきる野市観光協会
委員	鶴田 和男	あきる野商工会
委員	平野 正延	あきる野市農業委員会
委員	伊東 一郎	あきる野市都市環境審議会
委員	小澤 昇	あきる野市清流保全協力員
委員	豊嶋 雅代	あきる野市廃棄物減量等推進員
委員	松村 博文	あきる野市環境委員会

(2) 市民検討委員会名簿 (平成26年度(2014年度)~平成27年度(2015年度))

職 務	氏 名	所 属
委員長	江添 真司	公募市民
副委員長	松村 博文	あきる野市環境委員会
委 員	坂野 紀世子	あきる野市緑地保全審議会
委 員	室岡 紀佳	あきる野市廃棄物減量等推進委員
委 員	浅原 ゆかり	公募市民
委 員	河村 郷子	公募市民
委 員	栗原 達夫	公募市民
委 員	森 博	公募市民
委 員	中村 勇	あきる野市町内会・自治会連合会
委 員	山中 利勝	あきる野市町内会・自治会連合会
委 員	石川 稔	あきる野市環境委員会
委 員	松村 兼房	あきる野商工会
委 員	影山 守彦	あきる野市観光協会
委 員	田中 正治	あきる野市農業委員会
委 員	浦野 治光 (~平成27年3月31日) 吉澤 桂一 (平成27年4月1日~)	あきる野市環境経済部

(3) 策定本部 (平成27年(2015年)12月7日現在)

職 務	氏 名	所 属
本部長	尾崎 喜己	副市長
副本部長	吉澤 桂一	環境経済部長
本部員	私市 豊	教育長
本部員	宮田 賢吾	企画政策部長
本部員	浦野 治光	総務部長
本部員	田野倉 裕二	市民部長
本部員	小澤 豊	観光担当部長
本部員	平井 裕	健康福祉部長
本部員	角田 一	子ども家庭部長
本部員	田中 信行	都市整備部長
本部員	田中 豊昭	会計管理者
本部員	山本 常雄	議会事務局長
本部員	森田 勝	教育部長
本部員	肝付 俊朗	指導担当部長
本部員	関谷 学	生涯学習担当部長

(4) 策定委員会 (平成27年度 (2015年度))

職 務	氏 名	所 属
委員長	吉澤 桂一	環境経済部長
副委員長	大久保 丈治	環境経済部 環境政策課長
委 員	田野倉 裕二 (~平成27年11月15日) 鈴木 将裕 (平成27年11月16日~)	企画政策部 企画政策課長
委 員	山下 喜嗣	総務部 総務課長
委 員	大出 英祐	総務部 地域防災課長
委 員	田代 千穂	市民部 市民課長
委 員	山際 由晃 (~平成27年11月15日) 山本 淳史 (平成27年11月16日~)	環境経済部 生活環境課長
委 員	伊藤 修	環境経済部 農林課長
委 員	舘野 俊之	環境経済部 観光まちづくり活動課長
委 員	渡邊 浩二	健康福祉部 生活福祉課長
委 員	岡部 健二	子ども家庭部 子ども政策課長
委 員	白井 治夫	都市整備部 都市計画課長
委 員	丸山 誠司	都市整備部 建設課長
委 員	小林 賢司	教育部 教育総務課長
委 員	西山 豪一	教育部 指導室長
委 員	鈴木 将裕 (~平成27年11月15日) 細谷 英広 (平成27年11月16日~)	教育部 生涯学習スポーツ課長

2 検討の経緯

平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする「あきる野市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）の計画期間満了を受け、平成26年（2014年）10月から平成28年（2016年）2月までの約1年半にわたり、市民検討委員会と策定本部、策定委員会での検討を重ね、第二次計画（案）の取りまとめを行いました。その後、あきる野市環境審議会による審議を経て、第二次計画の策定に至りました。

また、平成26年（2014年）12月には、市民2,000人、事業者200件を対象とする「環境に関するアンケート調査」を実施し、市民、事業者の環境に対する意識や考え方、環境保全の取組の実施状況、本市の環境に関する取組の認知度などを把握し、第二次計画策定の基礎資料としました。

平成28年（2016年）1月には、パブリックコメントを実施し、市民、事業者の方から、計3件の意見をいただきました。

（1）あきる野市環境審議会の審議経過

回	開催日時	審議事項
第1回	平成28年（2016年） 1月25日	・第二次計画（案）について（諮問）
第2回	平成28年（2016年） 2月22日	・第二次計画（案）について（答申）



図2 あきる野市環境審議会へ諮問



図3 あきる野市環境審議会から答申

(2) 市民検討委員会の検討経過

回	開催日時	検討事項
第1回	平成26年(2014年) 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選出について ・ 環境基本計画の改定について ・ 市民・事業者アンケートの実施について
第2回	平成27年(2015年) 3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次環境基本計画策定における基本的事項について ・ 環境に関するアンケート調査結果等について
第3回	平成27年(2015年) 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の評価について ・ 第二次計画の策定スケジュールについて
第4回	平成27年(2015年) 9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の構成(案)について ・ 「第1章 基本的事項」について ・ 施策体系及び事業体系(自然環境分野)について
第5回	平成27年(2015年) 10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組」(自然環境分野)について ・ 施策体系及び事業体系(生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)について
第6回	平成27年(2015年) 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2章 第一次計画の評価と望ましい環境像」について ・ 「第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組」(生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)について ・ 「第4章 推進体制と進行管理」について ・ 各種取組や目標の記載方法について
第7回	平成27年(2015年) 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画(案)について
報告	平成27年(2015年) 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長に検討結果を報告



図4 市民検討委員会の様子



図5 市長に検討結果を報告

(3) 策定本部の検討経過

回	開催日時	検討事項
第1回	平成27年(2015年) 12月7日	・ 第二次計画(素案)について ・ 各種取組や目標の記載方法

(4) 策定委員会の検討経過

回	開催日時	検討事項
第1回	平成27年(2015年) 8月17日	・ 第二次計画の基本的事項について ・ 第二次計画の施策体系及び事業体系について
第2回	平成27年(2015年) 12月4日	・ 第二次計画の対象外とした取組について ・ 第二次計画(素案)について ・ 各種取組や目標の記載方法

3 第一次計画の評価に用いた評価指標の詳細など

(1) 評価指標と評定の算出方法の詳細

本編に示すとおり、第一次計画の評価に用いた評価指標は、「施策進捗状況」「関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」「環境に対する市民満足度」「環境保全活動の実施状況」の4つです。評価指標の評価は、「平成25年度 あきる野市環境白書」や「環境に関するアンケート調査」（資料編135頁～157頁参照）の結果などから行っています。

評価指標の詳細は、次のア～エのとおりです。

ア 施策進捗状況

施策進捗状況は、第一次計画における各施策の進捗を示したものです。「平成25年度 あきる野市環境白書」における施策進捗状況評価を対象とし、各施策の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します。

実施状況	評価	点数
定常的实施	A	5
一部着手	B	3
未着手	C	1
完了	F	5

施策進捗状況の配点表

<例>

分野	関連する施策・事業	評価	点数
自然環境	自然環境調査の実施	A	5

イ 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

第一次計画では、施策ごとに目標を設定し、目標達成の指標として、「関連指標」又は「目標達成のめやす」を定めています。平成25年度（2013年度）を対象とし、関連指標及び目標達成のめやすの達成状況の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します。

なお、関連指標及び目標達成のめやすには、「『あきる野百景』の認知度」「生活排水処理率」などの複数の項目があり、項目や達成状況、評定等は、資料編124頁～126頁に掲載しています。

達成状況	評価	点数
目標値を達成している	A	5
現在の取り組みを継続、拡大すれば目標値を達成できる	B	4
現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある	C	3
目標を達成していない	D	1
今年度は評価ができない	Z	1

関連指標及び目標達成のめやすの達成状況の配点表

<例>

分野	指標	目標	実績	評価	点数
自然環境	「あきる野百景」の認知度	70%	69.91%	B	4

ウ 環境に対する市民満足度

環境に対する市民満足度は、「環境に関するアンケート調査」の結果を示したものです。自宅周辺と市全域の環境をどう感じているか尋ねた設問（市民編問4）における「あきる野市全域」に対する回答を対象としています。満足度は、「そう思う」と「ややそう思う」の回答件数の合計から判定しています。また、満足度の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します。

なお、市民満足度に関わる設問には、「山地や丘陵地、農地などの豊かな自然環境が良好な状態で保たれている」「ごみやたばこのポイ捨て、落書きがなく、清潔な街が保たれている」などの複数の項目があり、設問と満足度、評定等は、資料編127頁に掲載しています。

満足度	評価	点数
70%以上	A	5
50%以上70%未満	B	4
30%以上50%未満	C	3
15%以上30%未満	D	2
15%未満	E	1

環境に対する市民満足度の配点表

<例>

設問項目 山地や丘陵地、農地などの豊かな自然環境が良好な状態で保たれている
 回答 そう思う 95件、ややそう思う 284件、回答数703件
 満足度 $(95+284) \div 703 = 0.53911\dots = 53.91\% \rightarrow$ 評価B
 \rightarrow 点数4

エ 環境保全活動の実施状況

環境保全活動の実施状況は、「環境に関するアンケート調査」と平成24年（2014年）に実施した「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の結果を示したものです。

「環境に関するアンケート調査」の環境に関する取組について尋ねた設問（市民編問7、事業者編問6と問8）及び「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の地球温暖化対策に関する取組について尋ねた設問（市民編問4と問5、事業所編問4～問8）の回答を対象としています。

また、実施率は、各設問項目における「常に取り組んでいる」と「気付いたときなどに取組んでいる（時々取組んでいる）」の回答件数の合計から判定しており、実施率の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します。設問と実施率、評定等は、

資料編128頁～134頁に掲載しています。

なお、地球温暖化対策に関するアンケート調査結果は、「地球温暖化対策地域推進計画」の資料編に掲載しています。

実施率	評価	点数
70%以上	A	5
50%以上70%未満	B	4
30%以上50%未満	C	3
15%以上30%未満	D	2
15%未満	E	1

環境保全活動の実施状況の配点表

<例>

設問項目 山地や丘陵地、市街地の緑を保全する活動（参加や協力を含む）

回答 常に取り組んでいる 21件、気付いたときなどに取り組んでいる 96件、
回答数703件

実施率 $(21+96) \div 703 = 0.16642\dots = 16.64\% \rightarrow$ 評価D
→点数2

（2）評定の算出

ア 施策進捗状況

「平成25年度 あきる野市環境白書」の27頁から50頁までに示す施策の進捗状況評価に応じて点数化し、次のとおり、「自然環境分野」「生活環境分野」「エネルギー環境分野」「人の活動分野」における評定を算出しました。

評定は、本編17頁から21頁までに掲載したレーダーグラフ（図13～図18）の基礎資料となっています。

実施状況	評価	点数
定常的实施	A	5
一部着手	B	3
未着手	C	1
完了	F	5

配点表

分野	点数計	施策数	評定(点数計÷施策数)
自然環境	252	58	4.34
生活環境	402	90	4.47
エネルギー環境	203	47	4.32
人の活動	54	16	3.38

各分野における評定

なお、「平成25年度 あきる野市環境白書」は、あきる野市役所本庁舎や図書館、市ホームページにてご覧いただくことができます。

イ 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

「平成25年度 あきる野市環境白書」の88頁から89頁までに示す関連指標の評価一覧などを基に、評価に応じて点数化し、次のとおり、「自然環境分野」「生活環境分野」「エネルギー環境分野」「人の活動分野」における評定を算出しました。

評定は、本編17頁から21頁までに掲載したレーダーグラフ（図13～図18）の基礎資料となっています。

目標値が明確でない場合には、可能な限り、最新値などの目標に代わる数値を用いて評価を行っています。また、目標のうち、「〇〇ポイント」としているものは、「%」に読み替えを行いました。なお、評価の判定に関する補足事項を備考欄に記載しました。

No.	区分	分野	指 標	目 標		目標に代わる数値 (最新値など)	実績	評価	点数	備考
				目標値	目標年度					
1	関連 指標	自然 環境	「あきる野百景」の認知度(アンケート調査等で把握)	70%	H27	—	69.91%	B	4	
2			あきる野版RD種の認知度(アンケート調査等で把握)	70%	H27	—	—	Z	1	あきる野市版RD種の作成に至っていないため、評価はZとしています。
3			市内の緑地面積	現状維持	—	5775.23ha	5733.10ha	A	5	直前の緑地面積と同等の緑地面積を維持できていることから、評価はAとしています。
4			「清流」に対する市民満足度(アンケート調査等で把握)	70ポイント	H27	—	58.5%	B	4	
5			生活排水処理率	88.7%	H27	—	93.0%	A	5	
6			下水道接続率	98%	H27	—	96.0%	B	4	
7			ホテルが見られる水辺の箇所数	現状以上(現状把握のうえ)	—	—	約30か所	Z	1	目標設定時に現状把握ができなかったため、評価はZとしています。
8			ホテルの保護等に係る助成金等の交付団体数	7団体	H27	—	4団体	D	1	
9			川とのふれあいマナー実践度(来訪者等へのアンケート調査等で把握)	60%	H27	—	不明	Z	1	来訪者等へのアンケート調査が困難であり、川とのふれあいマナー実践度の把握ができていないため、評価はZとしています。
10			農産物直売所数	3件	H19	—	3件	A	5	
11			あきる野産の農作物(あきる野ブランド)等の数	4件	H22	—	関東東海花展にあきる野市産の花弁を出品	D	1	あきる野産の花弁の出品などにより、あきる野ブランドの周知を図っているものの、4件に到達していないため、評価はDとしています。
12			地元野菜の活用件数	—	—	—	学校給食に地元野菜を供給	B	4	活用実績はあるものの、目標が定められていないため、評価はBとしています。
13			生産緑地指定面積	現状(79.48ha)以上	—	—	71.37ha	B	4	
14	目標 達成の めやす	自然 環境	緑地保全などに関する実態の報告(広報掲載階数)	年間2回	—	—	年間10回	A	5	
15			新たな緑地保全制度、連携体制の確立	確立	H20	—	確立(H22)	A	5	
16			ボランティア登録人数	増加すること	—	—	増加	A	5	森林サポートレンジャーの発足等に伴い、ボランティアが増加していることから、評価はAとしています。
17			自然環境に対する市民満足度	70%	H27	—	51.85%	B	4	
18			「美林の里」整備面積、モデル地区数	—	—	—	森林資源活用整備事業におけるグミノ木尾根の景観整備、晋生地区における産学公連携による森づくりの推進	A	5	目標は設定できていないものの、施策の目的を達成する事業が実施されているため、評価はAとしています。
19			里の川としての景観ポイント(「あきる野百景」の中から)	—	—	—	「あきる野百景」として、河川を含むポイントを2箇所選定	A	5	目標は設定できていないものの、施策の目的を達成する事業が実施されているため、評価はAとしています。

No.	区分	分野	指 標	目 標		目標に代わる数値 (最新値など)	実績	評価	点数	備考
				目標値	目標年度					
20	関連指標	生活環境	「へらすぞう」の発行回数	年間4回発行	H27	—	1回発行	D	1	
21			市民一人一日当たりのごみ排出量	平成16年度比10%減 =803.7g	H27	—	780.9g	A	5	
22			市民一人一日当たり年間ごみ処理負担費	—	—	—	現段階で算出できていない	Z	1	ごみ処理負担費の算出が困難であるため、評価はZとしています。
23			街並み・景観に関する市民満足度(アンケート調査等で把握)	30ポイント	H27	—	55.87%	A	5	
24			土地区画整理事業による街並み整備箇所数	10箇所	H27	—	実施予定箇所6箇所 現在1箇所にて事業計画中	Z	1	
25			「歩きたくなる」みちの箇所数(アンケート調査等により把握)	—	—	—	把握できていない	Z	1	目標は設定できておらず、実績も把握できていないため、評価はZとしました。
26			市民や来訪者の「歩きたくなる」度(アンケート調査等で把握)	70ポイント	H27	—	把握できていない	Z	1	
27			たばこ・ごみのポイ捨てによる市民満足度(アンケート調査等で把握) (たばこやごみのポイ捨てがなく、清潔なまちが保たれているかどうかに関する市民満足度)	70ポイント	H27	—	31.29%	C	3	
28			一斉清掃の実施回数、参加者数	現状維持 (年2回、延べ28,898人)	—	—	年2回、延べ32,097人 (春・秋に実施)	A	5	
29			目標達成のめやす	生活環境	環境基準の達成率(大気、水質等)	100%	—	—	97.54	B
30	市民一人一日当たりのごみ排出量	平成16年度比10%減 =803.7g			—	—	780.9g	A	5	
31	ごみの資源化率	—			—	H16における資源化率:22.3%	H22における資源化率:26.7%	A	5	
32	市内の緑被率	—			—	H15における緑被率:71%	算出していない	Z	1	
33	「身近な自然を生かしたまち」の市民満足度(アンケート調査等で把握)	—			—	—	55.8%	A	5	目標は設定できていないものの、半数以上から満足しているとの回答を得たため、評価はAとしています。
34	街並みの美しさに関する満足度(アンケート調査等で把握)	100%			—	—	46.9%	D	1	
35	不法投棄件数	—			—	H17における不法投棄の量:26.6t	H26における不法投棄の量:11.99t	A	5	
36	関連指標	エネルギー環境	地球温暖化に関する環境教育実施校数	市内全校	—	—	市小中学校全校で実施	A	5	
37			家庭での電力使用量	H15比5%減 =141,500MWh	H27	—	電力使用量の把握が困難	Z	1	
38			環境家計簿などの普及状況、モニター登録者数	モニター登録100人	H27	—	141人	A	5	
39			省エネ型生活10か条の認知度、定着状況(アンケート調査等で把握)	50% 80%	H22 H27	—	28.1%	D	1	
40			エコドライブ実施状況(アンケート調査等で把握)	70%	H27	—	73.40%	A	5	
41			CO ₂ 排出量(市民一人当たりの排出量)	現状より削減	—	H18における排出量:3.89t-CO ₂ eq	H24における排出量:4.21t-CO ₂ eq	C	3	
42			エネルギー使用量(市民一人当たりの使用量)	現状より削減	—	—	—	Z	1	
43			住宅用太陽光発電導入累計件数(NEF補助分)	—	—	H16における補助件数:196件	把握できない	Z	1	
44	目標達成のめやす	エネルギー環境	新エネルギー導入件数、導入量	—	—	—	導入件数の把握はできていないものの、補助制度の申込状況などから、毎年着実に増加	A	5	目標は設定できていないものの、補助制度の実施などにより、着実に新エネルギー導入件数や導入量の増加が図られているため、A評価としています。
45			市内の森林・緑地面積	—	—	—	約4,421ha	Z	1	目標は設定できておらず、実績も把握できていないため、評価はZとしました。
46			間伐材等の利用状況、林業従事者数	—	—	間伐材等の利用状況は不明 H13における従事者数:7人	市営住宅等で地元産材を使用している 専門で林業に従事している人は現在いない	A	5	目標は設定できていないものの、地元産材の利用が促進されているため、評価はAとしました。
47			グリーンサイクル(落葉・剪定枝)量、CO ₂ 削減量	—	—	—	落ち葉の堆肥化枠を4基設置(二酸化炭素削減量は算出困難)	A	5	目標は設定できていないものの、落ち葉の堆肥化枠の設置などの取組が推進されたため、評価はAとしました。

No.	区分	分野	指 標	目 標		目標に代わる数値 (最新値など)	実績	評価	点数	備考
				目標値	目標年度					
48	目標達成のめやす	人の活動	「あきる野市環境白書」の作成・公表	毎年公表	—	—	毎年公表	A	5	
49			環境関連講座の実施件数、参加人数	—	—	—	森林レンジャーあきる野による講座や体験学習のほか、市内小中学校による環境教育の充実等が図られた。	A	5	目標は設定できていないものの、森の子コレンジャー活動の継続や小宮ふるさと自然体験学校の運営などが為され、取組の推進が図られているため、評価はAとしました。
50			環境教育・環境学習の場の箇所数	—	—	—	森林レンジャーあきる野による講座や体験学習、小宮ふるさと自然体験学校の運営のほか、市内小中学校による環境教育の充実等が図られた。	A	5	
51			人材登録・活用制度の確立	制度の確立	—	—	市民解説員制度、観光ボランティアガイドなど	A	5	
52			協働事業の実施件数	—	—	—	環境委員会の運営や自然環境調査の実施、郷土の恵みの森づくり事業など	A	5	目標は設定できていないものの、環境委員会の運営などの協働事業の推進が図られたため、評価はAとしました。

評価	点数
A	5
B	4
C	3
D	1
Z	1

配点表

分野	点数計	項目数	評定(点数計÷項目数)
自然環境	69	19	3.63
生活環境	49	16	3.06
エネルギー環境	38	12	3.17
人の活動	25	5	5.00

各分野における評定

ウ 環境に対する市民満足度

「環境に関するアンケート調査」の自宅周辺と市全域の環境をどう感じているか尋ねた設問（市民編問4）における「あきる野市全域」に対する回答を基に、満足度に応じて点数化し、次のとおり、「自然環境分野」「生活環境分野」「エネルギー環境分野」「人の活動分野」における評定を算出しました。満足度は、「そう思う」と「ややそう思う」（設問の内容により、「そう思わない」と「あまりそう思わない」）の回答件数の合計から判定しています。

「そう思わない」「あまりそう思わない」の回答件数の合計から満足度を判定したものは、下表の設問などに網掛けを行いました。評定は、本編17頁から21頁までに掲載したレーダーグラフ（図13～図18）の基礎資料となっています。

No.	分野	設 問	回答		計	全回 答数 (N)	満足度	評価	点数
			市民(件)						
			そう思う (そう思わない)	ややそう思う (あまりそう思わない)					
1	自然環境	山地や丘陵地、農地などの豊かな自然環境が良好な状態で保たれている	95	284	379	703	53.91%	B	4
2		野鳥や昆虫などの生きものが身近にみられる	186	294	480	703	68.28%	B	4
3		野生動物(アライグマやハクビシン、タヌキなど)による生活への影響がでている(農作物被害、家に棲みつく、ふんをされるなど)	52	112	164	703	23.33%	D	2
4		秋川や平井川、多摩川において変化に富んだ河川環境がみられる	142	230	372	703	52.92%	B	4
5		秋川や平井川、多摩川などの河川や水路の水がきれいである	116	276	392	703	55.76%	B	4
6		河川や水路など、水に親しむ場所が多い	181	288	469	703	66.71%	B	4
7		子ども達が自然の中で遊べる場所がある	154	259	413	703	58.75%	B	4
8		観光などによる自然環境への影響が出ている	87	160	247	703	35.14%	C	3
9	生活環境	ごみやたばこのポイ捨て、落書きがなく、清潔な街が保たれている	38	182	220	703	31.29%	C	3
10		公園や公共施設、街路樹の緑などが街づくりに活かされている	103	289	392	703	55.76%	B	4
11		公園や花壇などが整備され、美しい街なみが保たれている	71	259	330	703	46.94%	C	3
12		山林や丘陵地、農地、市街地などの景観が美しい	138	279	417	703	59.32%	B	4
13		管理されていない空き地や空き家が多い	22	96	118	703	16.79%	D	2
14		野良猫や野良犬が多い	82	140	222	703	31.58%	C	3
15		公害問題(大気汚染、騒音、振動など)が発生している	104	207	311	703	44.24%	C	3
16		ごみの減量やリサイクルが進んでいる	70	201	271	703	38.55%	C	3
17	不法投棄が多い	49	127	176	703	25.04%	D	2	
18	エネルギー環境	太陽光発電などが積極的に導入されている	7	45	52	703	7.40%	E	1
19	人の活動	学校や地域で環境教育などが進んでいる	16	93	109	703	15.50%	D	2
20		市民や市民団体による環境保全活動などが活発である	26	136	162	703	23.04%	D	2

実施率	評価	点数
70%以上	A	5
50%以上70%未満	B	4
30%以上50%未満	C	3
15%以上30%未満	D	2
15%未満	E	1

配点表

分野	点数計	項目数	評定 (点数計÷項目数)
自然環境	29	8	3.63
生活環境	27	9	3.00
エネルギー環境	1	1	1.00
人の活動	4	2	2.00

各分野における評定

工 環境保全活動の実施状況

「環境に関するアンケート調査」と平成24年（2014年）に実施した「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の結果を基に、実施率に応じて点数化し、次のとおり、「自然環境分野」「生活環境分野」「エネルギー環境分野」「人の活動分野」における評定を算出しました。

「環境に関するアンケート調査」の環境に関する取組について尋ねた設問（市民編問7、事業者編問6と問8）及び「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の地球温暖化対策に関する取組について尋ねた設問（市民編問4と問5、事業所編問4～問8）の回答を対象としています。また、実施率は、各設問項目における「常に取り組んでいる」と「気付いたときなどに取り組んでいる（時々取り組んでいる）」の回答件数の合計から判定しており、評定として、平均点を算出します。

評定は、本編17頁から21頁までに掲載したレーダーグラフ（図13～図18）の基礎資料となっています。

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○: 環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●: 環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆: 地域推進計画資料編		
				市民(件)								事業者	
				常に取り組んでいる	気付いたときに取り組んでいる							既の実施	
1	自然 環境	市民	山地や丘陵地、市街地の緑を保全する活動(参加や協力を含む)	21	96		117	703	16.64%	D	2	○問7	
2			河川の清掃活動(参加や協力を含む)	72	154		226	703	32.15%	C	3	○問7	
3		事業者 (農業)	農業や化学肥料の使用をなるべく減らす				10	10	11	90.91%	A	5	●問8
4			消費者に、あきる野産の農作物や環境保全型農業をPRする				4	4	11	36.36%	C	3	●問8
5			遊休農地の貸し借りをしている				6	6	11	54.55%	B	4	●問8
6			田園景観の保全に努める				5	5	11	45.45%	C	3	●問8
7			農作物被害などをもたらす有害鳥獣の対策を行う				7	7	11	63.64%	B	4	●問8
8			資源管理型の漁業により、持続可能な水産資源の育成に努める				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
9		事業者 (漁業)	養殖にあたっては、飼料や化学肥料の適正な使用、低減に努める				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
10			放流にあたっては、在来種の生存や生態系に配慮する				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
11			秋川溪谷などの美しい景観、生態系の保全に努める				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
12			野鳥をはじめとする動植物への配慮に努める				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
13			漁業被害をもたらす有害鳥獣の対策を行う				1	1	1	100.00%	A	5	●問8
14		事業者 (工業)	敷地内の緑化に努め、水辺の空間などの自然的な空間の創出に配慮している				5	5	18	27.78%	D	2	●問8

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○:環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●:環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆:地域推進計画資料編		
				市民(件)								事業者	
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる								既の実施
15	生活環境	市民	生ごみの堆肥化や水切りによるごみの減量	220	248		468	703	66.57%	B	4	○問7	
16			空き瓶やプリンターのインクカートリッジの店舗への返却などのリサイクル	354	187		541	703	76.96%	A	5	○問7	
17			買い物などにおけるマイバッグの持参	450	149		599	703	85.21%	A	5	○問7	
18			簡易包装の依頼や詰め替え可能な製品(洗剤や文具、調味料)の購入	436	172		608	703	86.49%	A	5	○問7	
19			エコマークがついた文房具や省エネ家電などの環境配慮物品の購入	156	284		440	703	62.59%	B	4	○問7	
20			ごみを適正に処分する(分別、ポイ捨てしない、燃やさない)	583	74		657	703	93.46%	A	5	○問7	
21		事業者 (全体)	汚染物質の排出抑制(NOx、SOx、PMなど)				20	20	78	25.64%	D	2	●問6
22			有害化学物質の使用量削減・適正管理				17	17	78	21.79%	D	2	●問6
23			騒音・振動・臭気の低減				30	30	78	38.46%	C	3	●問6
24			環境負荷の少ない製品やエコマーク製品の優先的な購入・使用				14	14	78	17.95%	D	2	●問6
25			ごみの発生抑制や分別の徹底、リサイクルの推進				57	57	78	73.08%	A	5	●問6
26		事業者 (農業)	食物残さなどを活用した有機栽培を進める				4	4	11	36.36%	C	3	●問8農業者
27			野焼きは極力避け、やむを得ない場合は周辺に十分配慮して実施する				9	9	11	81.82%	A	5	●問8農業者
28			堆肥等を適切に管理して、臭気の防止に努める				9	9	11	81.82%	A	5	●問8農業者
29		資源のリサイクルや廃棄物の適正処理に努める				8	8	11	72.73%	A	5	●問8農業者	
30		事業者 (漁業)	廃棄物のリサイクルや適正処理に努める				0	0	1	0.00%	E	1	●問8漁業者
31		事業者 (商業)	廃棄物の発生抑制、分別、リサイクルに努める				16	16	17	94.12%	A	5	●問8商業者
32			廃棄物(廃油なども含む)の適正処理を行う				11	11	17	64.71%	B	4	●問8商業者
33			環境負荷の少ない製品やエコマーク製品の流通・販売に努める				3	3	17	17.65%	D	2	●問8商業者
34			トレイなどの店頭回収を行う				2	2	17	11.76%	E	1	●問8商業者
35	看板や建物などは、周辺環境との調和・景観に十分配慮する					2	2	17	11.76%	E	1	●問8商業者	
36	レジ袋の廃止やマイバッグの持参を奨励する取組を進める					4	4	17	23.53%	D	2	●問8商業者	
37	深夜・早朝などの配達車や店舗からの騒音の発生抑制に努める					3	3	17	17.65%	D	2	●問8商業者	
38	調理などに伴う臭気発生抑制に努める					2	2	17	11.76%	E	1	●問8商業者	
39	リサイクルしやすい製品や省エネルギー製品の開発を推進する					1	1	18	5.56%	E	1	●問8工業者	
40	事業者 (工業)	製品の原材料にリサイクル資源を利用するなど、再生資源の循環的利用に努める				1	1	18	5.56%	E	1	●問8工業者	
41		化学物質の使用量や排出状況などを適正に管理し、化学物質による環境汚染の未然防止を図る				4	4	18	22.22%	D	2	●問8工業者	

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○:環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●:環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆:地域推進計画資料編	
				市民(件)								事業者
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる							既の実施
42	生活 環境	事業者 (サービス)	廃棄物の発生抑制、分別、リサイクルに努める			23	23	31	74.19%	A	5	●問8サービス業
43			廃棄物(廃油なども含む)の適正処理を行う			21	21	31	67.74%	B	4	●問8サービス業
44			環境負荷の少ない製品やエコマーク製品の流通・販売に努める			7	7	31	22.58%	D	2	●問8サービス業
45			看板や建物などは、周辺環境との調和・景観に十分配慮する			12	12	31	38.71%	C	3	●問8サービス業
46			深夜・早朝の業務に伴う騒音の発生抑制に努める			11	11	31	35.48%	C	3	●問8サービス業
47			調理などに伴う臭気の発生抑制に努める			4	4	31	12.90%	E	1	●問8サービス業
48			エネ ルギ ー 環 境	市民	不要な電灯を消す、エアコンの適正温度設定などの節電	497	156		653	703	92.89%	A
49	出かける際は、電車やバスなどを積極的に使い、車の使用を控える	169			179		348	703	49.50%	C	3	○問7
50	家の近くに出かけるときは、徒歩や自転車を使う	377			189		566	703	80.51%	A	5	○問7
51	車を購入する際は、燃費が良いなどの環境性能を重視する	347			131		478	703	67.99%	B	4	○問7
52	加減速の少ない運転などのエコドライブの実践	340			176		516	703	73.40%	A	5	○問7
53	雨水・再生水利用などの節水・循環利用	99			144		243	703	34.57%	C	3	○問7
54	庭や庭の樹木の手入れを行い、良好な状態を維持する	305			225		530	703	75.39%	A	5	○問7
55	地域で作られた野菜を食べるなどの地産地消	280			264		544	703	77.38%	A	5	○問7
56	緑のカーテン(グリーンカーテン)の設置	142			139		281	703	39.97%	C	3	○問7
57	事業者 (全体)	節電や冷暖房の温度調整などの省エネルギー					56	56	78	71.79%	A	5
58		低燃費車や低公害車の導入、自動車の使用自粛			21	21	78	26.92%	D	2	●問6	
59		雨水・再生水利用などの節水・循環利用			12	12	78	15.38%	D	2	●問6	
60		屋上緑化や壁面緑化(グリーンカーテンを含む)、敷地内の緑化など			15	15	78	19.23%	D	2	●問6	
61		太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器の導入			20	20	78	25.64%	D	2	●問6	
62		紙使用量の削減や再生紙の利用			38	38	78	48.72%	C	3	●問6	
63		環境にやさしい製品(サービス)の開発、製造、販売(提供)			10	10	78	12.82%	E	1	●問6	
64		事業者 (農業)	農地の上方空間やハウスの屋根に太陽光パネルを設置し、農業と太陽光発電の両立をしている			1	1	11	9.09%	E	1	●問8農業者
65	事業者 (漁業)	節水や水の循環利用に努める			0	0	1	0.00%	E	1	●問8漁業者	
66	事業者 (商業)	店内等の照明・空調などに関する省エネルギー対策を進める			13	13	17	76.47%	A	5	●問8商業者	
67		物流の合理化などにより、輸送・配送にあたっての環境負荷の低減を図る			5	5	17	29.41%	D	2	●問8商業者	
68		農産物は地産産のものや有機栽培のものを選択して買えるように、陳列などを工夫している			3	3	17	17.65%	D	2	●問8商業者	

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○:環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●:環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆:地域推進計画資料編	
				市民(件)								事業者
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる							既の実施
69	事業者 (工業)	事業者	LCA(ライフサイクルアセスメント)の導入により、製品等の製造から廃棄までの環境負荷低減に努める			3	3	18	16.67%	D	2	●問8工業者
70			太陽光などの再生可能エネルギーを導入している(太陽光により発電された電力の購入も含む)			1	1	18	5.56%	E	1	●問8工業者
71			エネルギーの使用状況の監視やコントロールを行っている			6	6	18	33.33%	C	3	●問8工業者
72	事業者 (サービス)	事業者	事業所内の照明・空調などに関する省エネルギー対策を進める			16	16	31	51.61%	B	4	●問8サービス業
73			公共交通機関の積極的な利用など、移動や輸送・配送にあたっての環境負荷の低減を図る			2	2	31	6.45%	E	1	●問8サービス業
74	エネルギー 環境	市民	エアコン(冷房)の設定温度は28℃以上の温度を目安とする	358	220		578	765	75.56%	A	5	☆P97(4)①
75			エアコン(暖房)の設定温度は20℃以下の温度を目安とする	311	193		504	765	65.88%	B	4	☆P97(4)①
76			家族が同じ部屋で団らんし、エアコンと照明の使用を減らす	400	225		625	765	81.70%	A	5	☆P97(4)①
77			石油ストーブやヒーター、電気ゴタツをこまめに消す	538	159		697	765	91.11%	A	5	☆P97(4)①
78			テレビやゲーム機をこまめに消して、使わないときはコンセントを抜く	290	263		553	765	72.29%	A	5	☆P97(4)①
79			冷蔵庫は色々なものをつめこまず、扉の開閉を少なくする	371	265		636	765	83.14%	A	5	☆P97(4)①
80			ご飯は炊飯器でずっと保温するのではなく、必要ときに電子レンジで温め直す	476	137		613	765	80.13%	A	5	☆P97(4)①
81			お風呂は続けて入浴、一緒の入浴を心がける	350	200		550	765	71.90%	A	5	☆P97(4)①
82			お風呂の残り湯を活用する	443	100		543	765	70.98%	A	5	☆P97(4)①
83			買い物袋を持参し、余分なレジ袋や過剰包装は断る	442	223		665	765	86.93%	A	5	☆P98(5)①
84			使い捨て容器入りの商品よりも、詰め替え可能な商品を買うように心がける	419	245		664	765	86.80%	A	5	☆P98(5)①
85			廃棄時には、分別を徹底する (缶、びん、ペットボトル、金属類、繊維類、新聞紙等)	690	45		735	765	96.08%	A	5	☆P98(5)①
86			食品トレーや牛乳パックの店頭回収に協力する	513	131		644	765	84.18%	A	5	☆P98(5)①
87			車を運転するときは、急発進・急加速をやめ、エコドライブを心がける	462	140		602	765	78.69%	A	5	☆P99(6)①
88			不必要なアイドリングをやめる	478	119		597	765	78.04%	A	5	☆P99(6)①
89			出かける時は、できるだけ自家用車ではなく公共交通機関を利用する	103	262		365	765	47.71%	C	3	☆P99(6)①
90			自動車買い換え時、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車など環境に配慮した自動車を選択する	255	127		382	765	49.93%	C	3	☆P99(6)①
91			白熱灯が切れたときは、省エネ効果の高いLEDランプ、電球型蛍光灯に交換する	341	217		558	765	72.94%	A	5	☆P99(7)①
92			家電製品購入時は省エネ性能を重視する	430	244		674	765	88.10%	A	5	☆P99(7)①
93	旬の食材や地場の食材などを選んで購入する(地産地消)	303	337		640	765	83.66%	A	5	☆P99(7)①		
94	CO ₂ 排出が相殺されたカーボン・オフセット商品を選択する	101	227		328	765	42.88%	C	3	☆P99(7)①		
95	ベランダや庭に花や緑を植えて楽しむ	466	164		630	765	82.35%	A	5	☆P100(8)①		

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○: 環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●: 環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆: 地域推進計画資料編	
				市民(件)								事業者
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる							既に実施
96	市民		グリーンカーテンを実施している	195	132	327	765	42.75%	C	3	☆P100(8)①	
97			環境イベントや講座に参加する	15	143	158	765	20.65%	D	2	☆P100(8)①	
98			家庭用燃料電池(例: エネファーム)や高効率の給湯器(例: エコキュート、エコジョーズ、エコウィル)を導入する	135	0	135	765	17.65%	D	2	☆P100(9)①	
99			断熱材やエコガラスを取り入れる	187	0	187	765	24.44%	D	2	☆P100(9)①	
100			見える化機器(省エネナビ等※)を導入する	70	0	70	765	9.15%	E	1	☆P100(9)①	
101			太陽光発電を導入している	41	0	41	765	5.36%	E	1	☆P101(10)①	
102			太陽熱利用をしている	34	0	34	765	4.44%	E	1	☆P101(10)①	
103	エネルギー 環境	事業者 (全体)	エアコン(冷房)の設定温度は28℃以上の温度を目安とする			146	146	206	70.87%	A	5	☆P108(2)①
104			エアコン(暖房)の設定温度は20℃以下の温度を目安とする			122	122	206	59.22%	B	4	☆P108(2)①
105			エアコンのフィルターはこまめに掃除をする			153	153	206	74.27%	A	5	☆P108(2)①
106			カーテンやブラインドを上手に利用し冷暖房効果を高めるように心がける			138	138	206	66.99%	B	4	☆P108(2)①
107			不要な照明は、こまめに消す			195	195	206	94.66%	A	5	☆P108(2)①
108			不要なOA機器等は、こまめに消す			119	119	206	57.77%	B	4	☆P108(2)①
109			自動販売機の省エネ化や台数を削減する			52	52	206	25.24%	D	2	☆P108(2)①
110			建物の断熱化や屋上緑化・壁面緑化を行う			59	59	206	28.64%	D	2	☆P108(2)①
111			使用済みの文具や封筒などまだ使えるものは再利用する			175	175	206	84.95%	A	5	☆P109(3)①
112			紙コップやペーパータオルなどの使い捨て物品を使用しないように心がける			136	136	206	66.02%	B	3	☆P109(3)①
113			事業所から出る廃棄物は分別排出やリサイクルを徹底する			178	178	206	86.41%	A	5	☆P109(3)①
114			事務用品は、エコマーク商品等環境に配慮した物品を購入する			120	120	206	58.25%	B	4	☆P109(3)①
115			ミスコピー用紙を再利用するなど紙の使用量削減に努める			148	148	206	71.84%	A	5	☆P109(3)①
116			車を運転するときは急発進・急加速をやめる等エコドライブを励行している			174	174	206	84.47%	A	5	☆P110(4)①
117			不必要なアイドリングストップの徹底			159	159	206	77.18%	A	5	☆P110(4)①
118	従業員のマイカー通勤を抑制する			54	54	206	26.21%	D	2	☆P110(4)①		
119	公共交通機関の利用促進			71	71	206	34.47%	C	3	☆P110(4)①		
120	近距離移動の際の自転車の利用促進			92	92	206	44.66%	C	3	☆P110(4)①		
121	自動車買い換え時、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車など環境に配慮した自動車を選択する			100	100	206	48.54%	C	3	☆P110(4)①		
122	事業所敷地内の緑化を行う			114	114	206	55.34%	B	4	☆P110(5)①		

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○:環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●:環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆:地域推進計画資料編	
				市民(件)								事業者
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる							既に実施
123	エネルギー 環境	事業者 (全体)	社内での環境教育を実施する			97	97	206	47.09%	C	3	☆P110(5)①
124			高効率照明(LED照明、インバータ照明)に買い替える			51	51	206	24.76%	D	2	☆P111(6)①
125			省エネ型冷蔵・冷凍機を導入する			32	32	206	15.53%	D	2	☆P111(6)①
126			高効率空調機を導入する			20	20	206	9.71%	E	1	☆P111(6)①
127			高効率給湯器を導入する			12	12	206	5.83%	E	1	☆P111(6)①
128			ESCO事業を行う			9	9	206	4.37%	E	1	☆P111(6)①
129			断熱材やエコガラスを取り入れる			20	20	206	9.71%	E	1	☆P111(6)①
130			コージェネレーション設備などの最新技術を取り入れる			2	2	206	0.97%	E	1	☆P111(6)①
131			電力モニターやデマンドコントロール等の機器(見える化機器)を導入する			13	13	206	6.31%	E	1	☆P111(6)①
132			貴事業所では、エネルギー使用量の削減目標を定めていますか			33	33	206	16.02%	D	2	☆P112(7)
133			貴事業所では、CO2排出量全体の削減目標を定めていますか			13	13	206	6.31%	E	1	☆P112(8)
134			貴事業所では、エネルギー使用量や管理状況を記録していますか			35	35	206	16.99%	D	2	☆P112(9)
135			太陽光発電を導入している			12	12	206	5.83%	E	1	☆P113(10)①
136			太陽熱利用をしている			3	3	206	1.46%	E	1	☆P113(10)①

No.	分野	区分	設 問	回答		計	全回 答数 N	実施率	評価	点数	備考(対象とする設問等) ○:環境に関するアンケート調査結果(市民編) ●:環境に関するアンケート調査結果(事業者編) ☆:地域推進計画資料編	
				市民(件)								事業者
				常に取り組んでいる	気付いたときに 取り組んでいる							既に実施
137	人の活動	事業者 (全体)	環境保全に関する具体的な行動計画の策定			6	6	78	7.69%	E	1	●問6
138			事業活動に伴う環境負荷量等の把握 (例:ごみ排出量、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量など)			7	7	78	8.97%	E	1	●問6
139			ISO14001や独自システムなどの環境マネジメントシステムの導入			5	5	78	6.41%	E	1	●問6
140			事業活動に関する環境報告書の作成・公表			2	2	78	2.56%	E	1	●問6
141			従業員への環境研修・教育の実施			13	13	78	16.67%	D	2	●問6
142			環境専門部署や担当者の設置			5	5	78	6.41%	E	1	●問6
143			周辺地域や特定の地域を対象とした環境保全活動の実施			10	10	78	12.82%	E	1	●問6
144			環境保全活動への参加や協力、支援(資金や活動場所の提供も含む)			12	12	78	15.38%	D	2	●問6
145		事業者 (農業)	農業体験など、市民や学校、観光客などとの連携活動を進める			3	3	11	27.27%	D	2	●問8農業者
146		事業者 (漁業)	釣り客へのマナーの徹底や注意を呼びかける			1	1	1	100.00%	A	5	●問8漁業者
147			地域住民等との連携による河川の清掃活動を実施する			1	1	1	100.00%	A	5	●問8漁業者
148			地域住民等との連携による水辺環境の保全に努める			1	1	1	100.00%	A	5	●問8漁業者
149			河川や魚類、伝統漁法等に関する環境教育を行う			1	1	1	100.00%	A	5	●問8漁業者
150		事業者 (工業)	原料の表示や消費電力量などの製品等の情報を消費者に表示する			1	1	18	5.56%	E	1	●問8項業者
151			使用素材の表示など、製品に関する環境情報の公開に努める			2	2	18	11.11%	E	1	●問8項業者

実施率	評価	点数
70%以上	A	5
50%以上70%未満	B	4
30%以上50%未満	C	3
15%以上30%未満	D	2
15%未満	E	1

配点表

分野	点数計	項目数	評定(点数計÷項目数)
自然環境	56	14	4.00
生活環境	101	33	3.06
エネルギー環境	290	89	3.26
人の活動	34	15	2.27

各分野における評定

4 環境に関するアンケート調査結果

(1) 市民編

環境に関するアンケート調査結果 ＜市民編＞

1 基本的な考え方

(1) 調査の目的

- ① 第二次あきる野市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）の策定に向けた環境に関する意識等の把握（気になる環境問題など）
- ② 第一次あきる野市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）の達成度の判定に向けた環境に関する満足度等の把握（自然環境に対する市民満足度など）
- ③ 環境基本計画等に基づく各種環境施策の認知度の把握
- ④ 各種環境施策の周知

(2) 調査対象

市民2,000人を対象とした。要件は次のとおりである。

- ① 年齢 20歳以上
- ② 男女 男1,000人、女1,000人
※本市の人口における男女比が、ほぼ1：1であることを考慮
- ③ 世帯 同一世帯の者は除く。

(3) 調査内容

- ① あきる野市の魅力
- ② 環境への意識や考え方
- ③ 関心のある環境問題
- ④ あきる野市の環境の評価
- ⑤ 将来の望ましい環境
- ⑥ 環境を良くするために実施すべき施策
- ⑦ 環境保全につながる行動の実施状況
- ⑧ 環境問題の解決に向けた考え方
- ⑨ 環境に関する言葉の認知度
- ⑩ あきる野市の環境に関する取組の認知度
- ⑪ 環境保全につながる取組の参加意欲
- ⑫ 各種情報の発信方法

(4) 調査方法及び調査期間

- ① 調査期間：平成26年12月1日（月）～12月24日（水）
- ② 調査方法：郵送法とし、督促状は出していない。

(5) 取りまとめ方法

設問ごとにグラフ化し、傾向などの分析を行った。

(6) 端数処理

端数処理により、グラフの計が100%にならない場合がある。

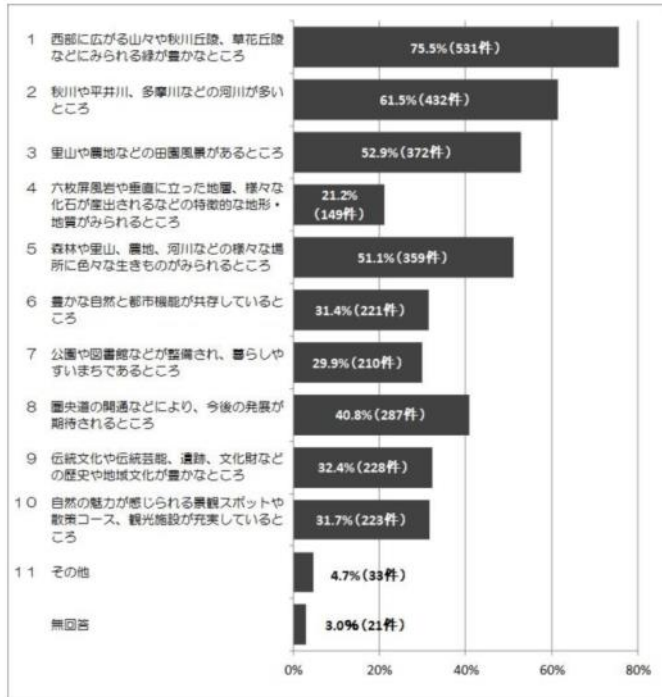
2 アンケート調査結果

(1) あきる野市の魅力

<問1>

あなたが生活するなかで感じているあきる野市の魅力は、どのようなところだと思いますか。

1～11の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。(n=703)



(2) 環境への意識や考え方

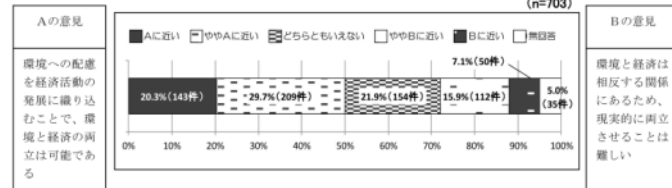
<問2>

環境保全と生活の利便性、費用負担の考え方に関する次の(1)～(3)の3つの項目について、あなたはA、Bそれぞれどちらの意見に近いですか。

(1)～(3)のそれぞれの項目について、A欄とB欄の1～5の番号のうち、あなたの考えに近いもの1つだけに○をつけてください。

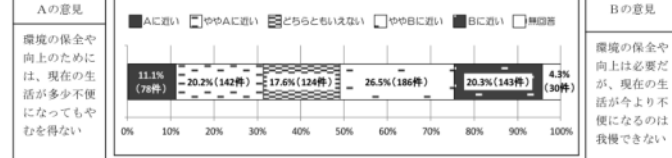
(1) 環境と経済の両立について

(n=703)



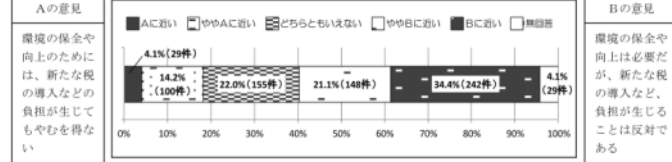
(2) 環境保全と生活の利便性の関係について

(n=703)



(3) 環境保全と税などの負担の関係について

(n=703)

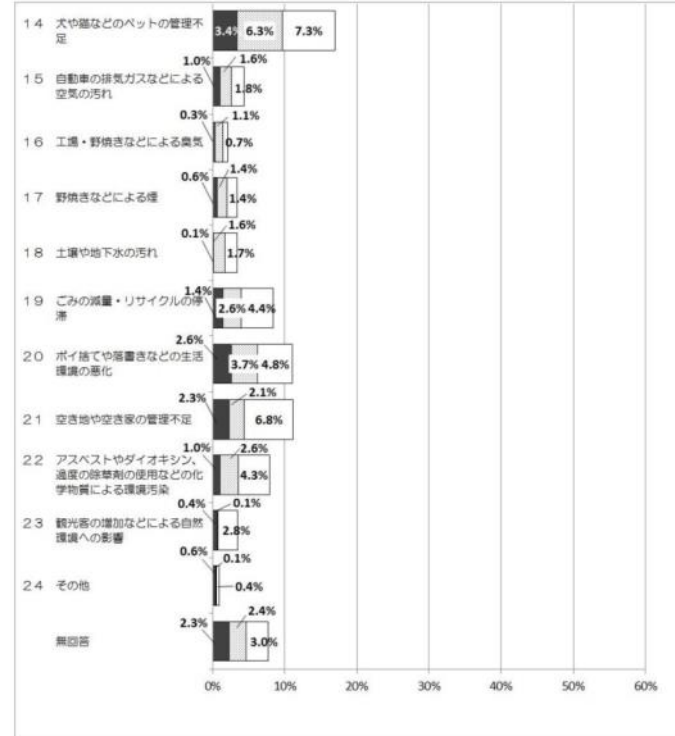


(3) 関心のある環境問題

<問3>

あなたが関心のある環境問題がありますか。

1～24の番号のうち、あてはまるものを関心の高い順に3つ、選んでください。



(4) あきる野市の環境の評価

◎あきる野市の現在の環境をどう思いますか？

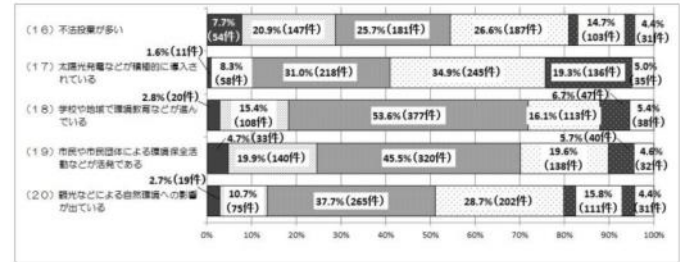
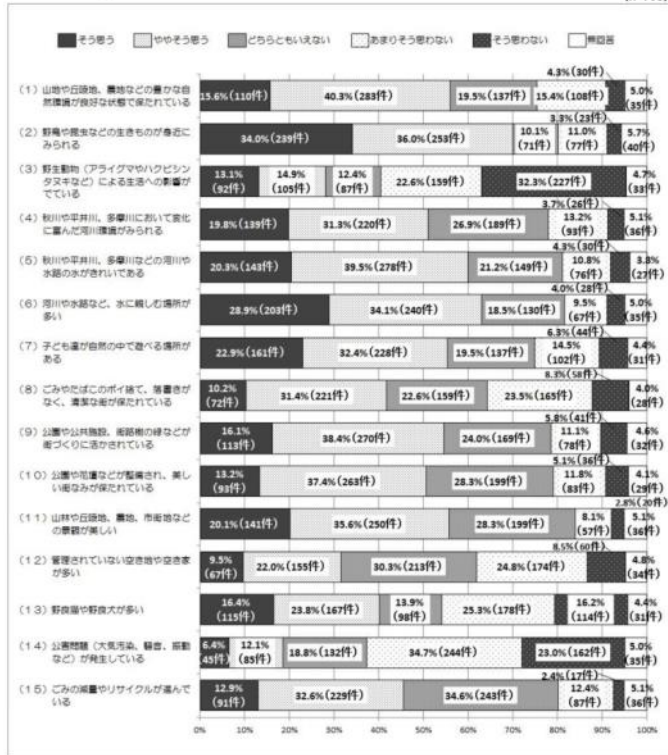
<問4>

現在、あなたがお住まいの周辺の環境（A欄）や、あきる野市全域の環境（B欄）について、どのように感じていますか。

(1)～(20)のそれぞれの項目について、A欄とB欄のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あなたの考えに近いもの1つだけに○をつけてください。

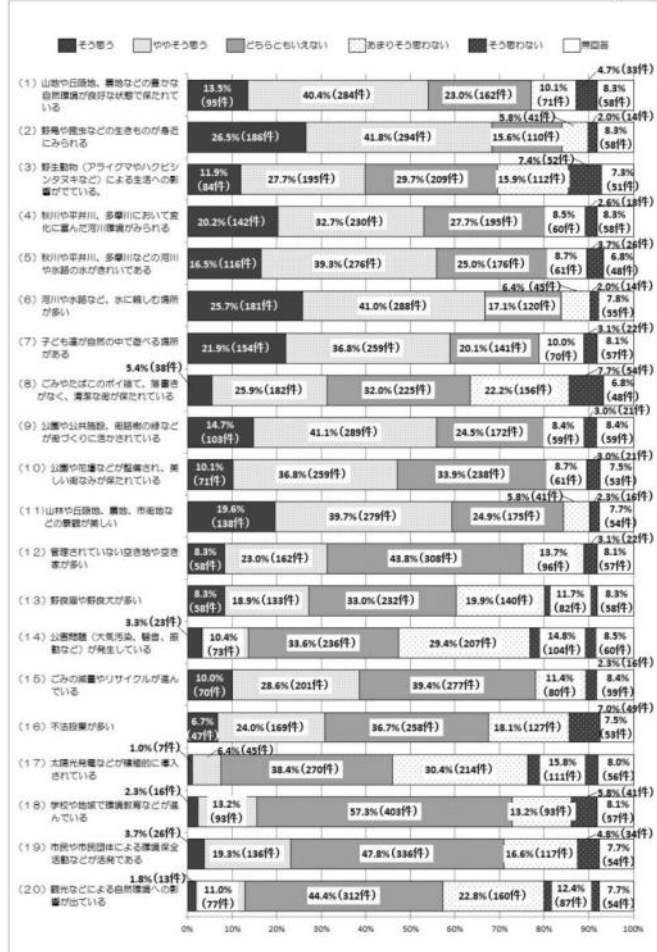
<住んでいる周辺>

(n=703)



<市域全体>

(n=703)



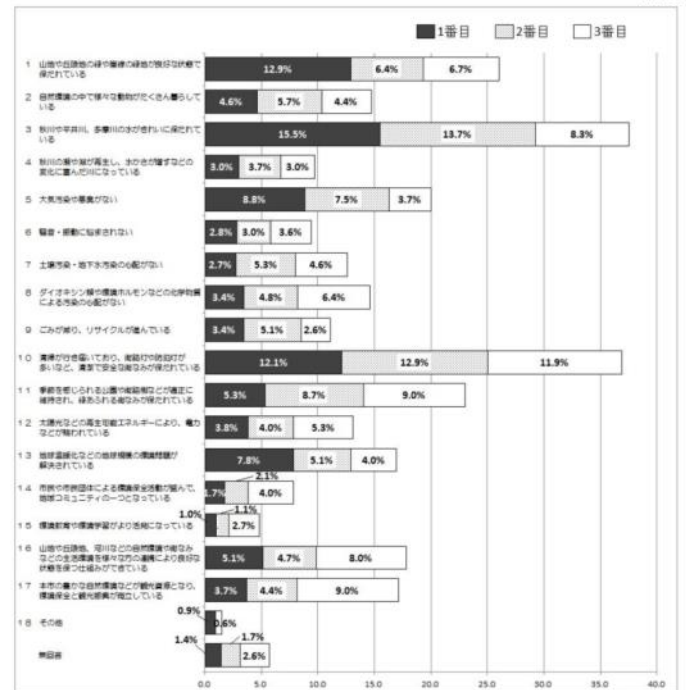
(5) 将来の望ましい環境

◎将来、どのような環境であると良いと思いますか？

<問5>

将来、あきる野市や地球の環境がどのようなであると良いと思いますか。1～18の番号のうち、あてはまるものを3つ選び、優先する順に回答欄に記入してください。

(n=703)



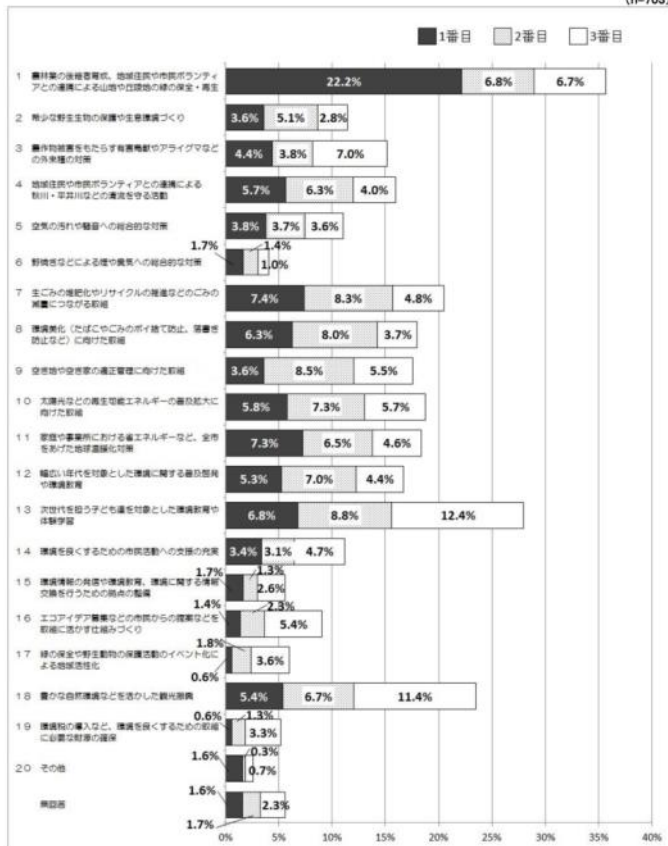
(6) 環境を良くするために実施すべき施策

＜問6＞

もし、あなたがあきる野市のリーダーだったら、あきる野市の環境を良くしていくためにどのような取組を優先的に実施しますか。

1～20の番号のうち、あてはまるものを3つ選び、優先する順に回答欄に記入して下さい。

(n=703)



(7) 環境保全につながる行動の実施状況

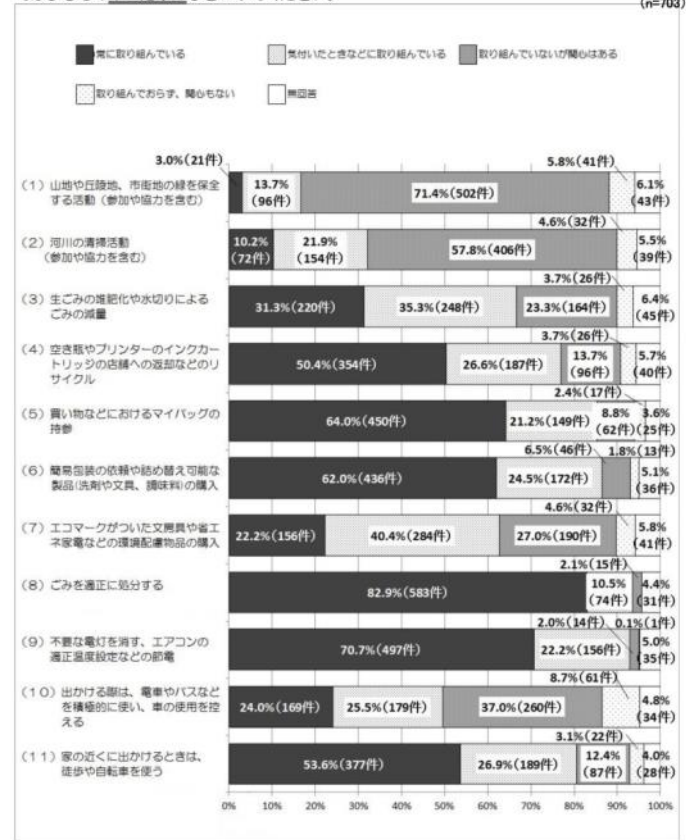
◎あなた自身の行動や考えについてお聞きします。

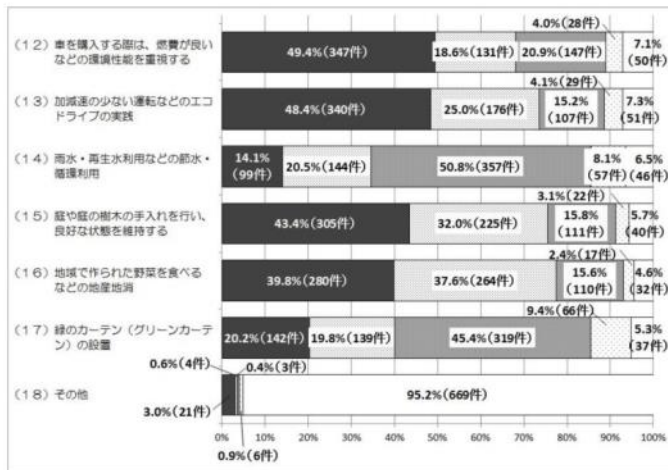
＜問7＞

環境に関する次の行動について、あなたの取組状況について教えてください。

(1)～(18)のそれぞれの項目について、1～4の番号のうち、あなたの取組状況にあてはまるもの1つだけについて○をつけてください。

(n=703)





12

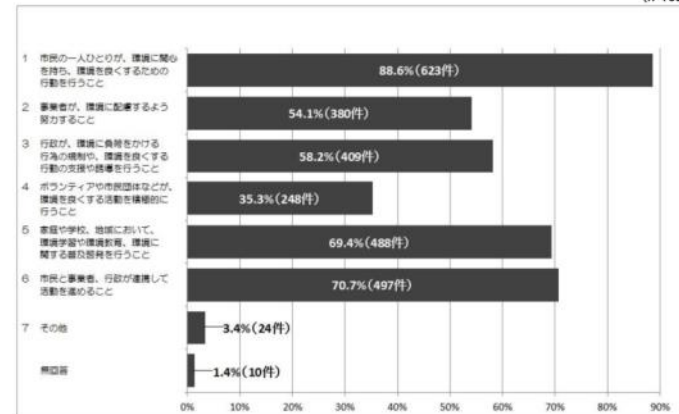
(8) 環境問題の解決に向けた考え方

<問 8>

環境を良くしていくためには、誰がどうすることが重要だと思いますか。

1～7の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(n=703)



13

(9) 環境に関する言葉の認知度

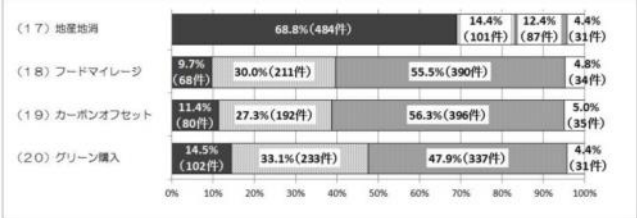
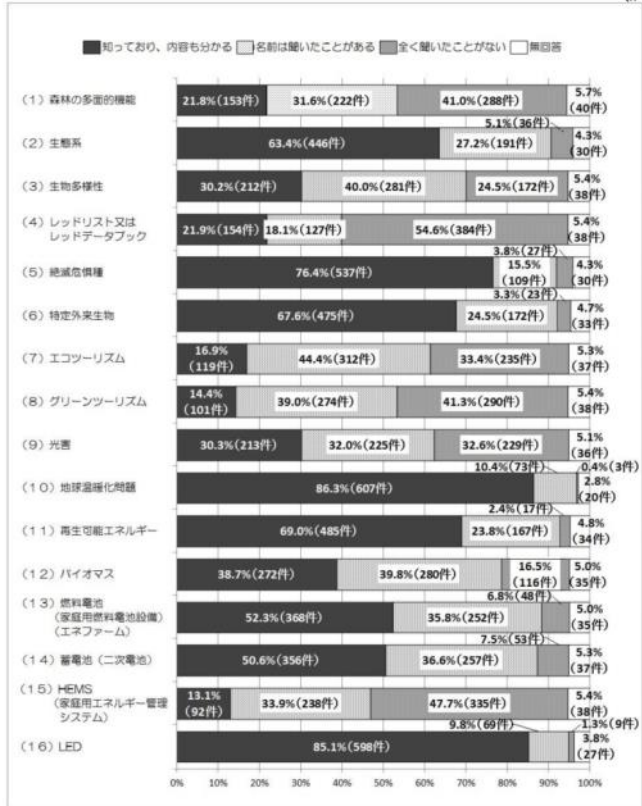
◎環境に関する言葉や、あきる野市の環境に関する取組についてお聞きします。

<問9>

環境に関する取組は様々な分野に及んでおり、色々な言葉が使われています。次の言葉について、あなたがご存知かどうか教えてください。

(1)～(20)のそれぞれの項目について、1～3の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=703)

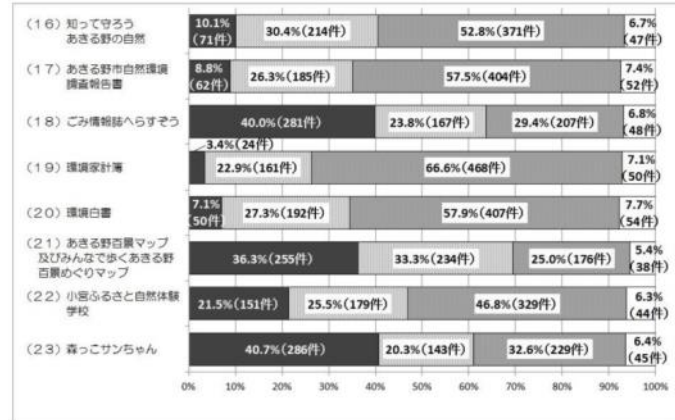


(10) あきる野市の環境に関する取組の認知度

＜問10＞

あきる野市が実施している環境に関する取組や制度、組織、刊行物などについて、あなたがご存知かどうかを教えてください。

(1)～(23)のそれぞれの項目について、別紙1をご覧いただきながら、1～3番の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの1つだけに○をつけてください。(n=703)



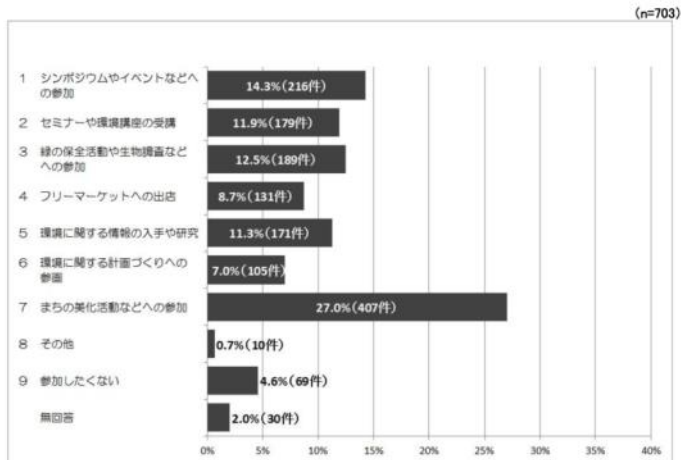
(11) 環境保全につながる取組の参加意欲

◎今後の活動についてお聞きします。

<問11>

環境を良くするための取組や活動のうち、あなたが今後、参加・実行してみたいものはどれですか。また、すべてに参加したくない場合は、その理由を教えてください。

1～9の番号のうち、あてはまるものをすべてに○をつけてください。



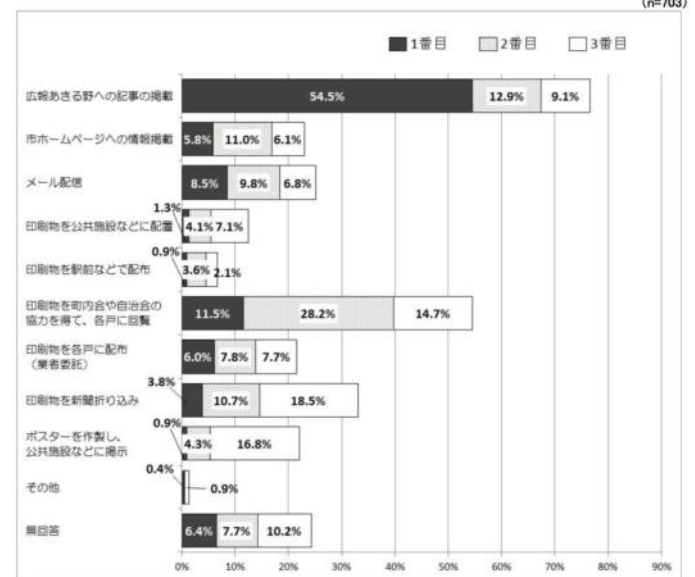
(12) 各種情報の発信方法

◎情報等の発信方法についてお聞きします。

<問12>

環境を良くするための活動や取組は、市民や事業者の皆さんとの連携により、効果的に進めていくことができます。そのためには、活動や取組の情報を広く知っていただく必要があります。あなたにとって、情報入手しやすい方策を教えてください。

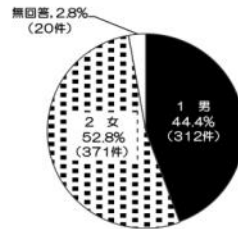
1～10の番号のうち、あてはまるものを3つ選び、優先する順に回答欄に記入してください。



(13) 回答者の属性

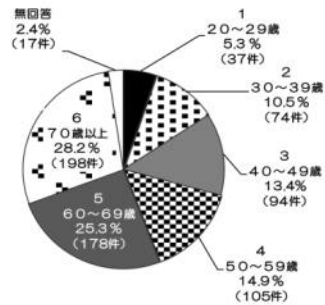
◎最後に、あなたのことについてお聞きします。

1 性別 (n=703)



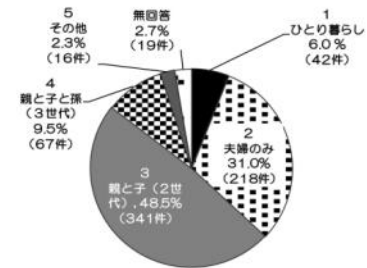
回答者の性別は、「1 男性」が312件(44.4%)、「2 女性」が371件(52.8%)であり、女性が男性より59件(8.4%)多い。

2 年齢 (n=703)



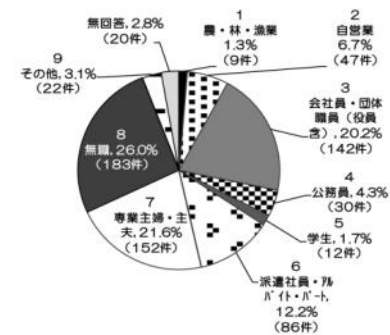
回答者の年齢は、「6 70歳以上」が最も多く198件(28.2%)であった。次いで「5 60~69歳」が178件(25.3%)、「4 50~59歳」が105件(14.9%)、「3 40歳~49歳」が94件(13.4%)であった。

3 家族の状況 (n=703)



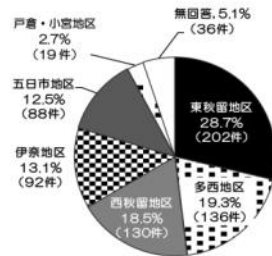
回答者の家族の状況は、「3 親と子(2世代)」が最も多く341件(48.5%)であった。次いで「2 夫婦のみ」が218件(31.0%)、「4 親と子と孫」が67件(9.5%)であった。

4 あなたの職業 (n=703)



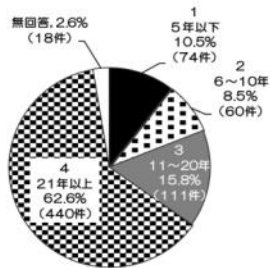
回答者の職業は、「8 無職」が最も多く183件(26.0%)であった。次いで「7 専業主婦・主夫」が152件(21.6%)、「3 会社員・団体職員(役員含)」が142件(20.2%)であった。

5 お住まいの地域 (n = 703)



回答者のお住まいの地域は、「東秋留地区」が最も多く202件(28.7%)であった。次いで「多西地区」が136件(19.3%)、「西秋留地区」が130件(18.5%)であった。なお、この背景には、アンケート候補者の抽出を地区ごとの居住者数の比率によっていることも影響している。

6 居住年数 (n = 703)



回答者の居住年数は、「4 21年以上」が最も多く440件(62.6%)であった。次いで「3 11~20年」が111件(15.8%)、「1 5年以下」が74件(10.5%)であった。

(2) 事業者編

環境に関するアンケート調査結果 〈事業者編〉

1 基本的な考え方

(1) 調査の目的

- ① 第二次あきる野市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）の策定に向けた環境に関する意識等の把握（気になる環境問題など）
- ② 第一次あきる野市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）の達成度の判定に向けた環境に関する満足度等の把握（自然環境に対する市民満足度など）
- ③ 環境基本計画等に基づく各種環境施策の認知度の把握
- ④ 各種環境施策の周知

(2) 調査対象

事業者 200 件を対象とした。

事業者は、市内に事業所（住所）のあるものとし、業種別に比例配分して抽出した。

業種は、本市の環境特性を考慮し、農業者、漁業者、商業者、工業者、サービス業者とした。

(3) 調査内容

- ① あきる野市の魅力
- ② 望ましい地域社会の姿
- ③ 環境に対する意識や考え方
- ④ 環境問題の解決に向けた考え方
- ⑤ 環境への関心状況
- ⑥ 環境保全の取組状況
- ⑦ 環境保全の取組実施における問題点
- ⑧ 環境保全の取組状況（事業種別）
- ⑨ 環境に関する言葉の認知度
- ⑩ あきる野市の環境に関する取組の認知度
- ⑪ 行政への期待

(4) 調査方法及び調査期間

- ① 調査期間：平成 26 年 12 月 1 日（月）～12 月 24 日（水）
- ② 調査方法：郵送法とし、督促状は出していない。

(5) 取りまとめ方法

設問ごとにグラフ化し、傾向などの分析を行った。

(6) 端数処理

端数処理により、グラフの計が 100%にならない場合がある。

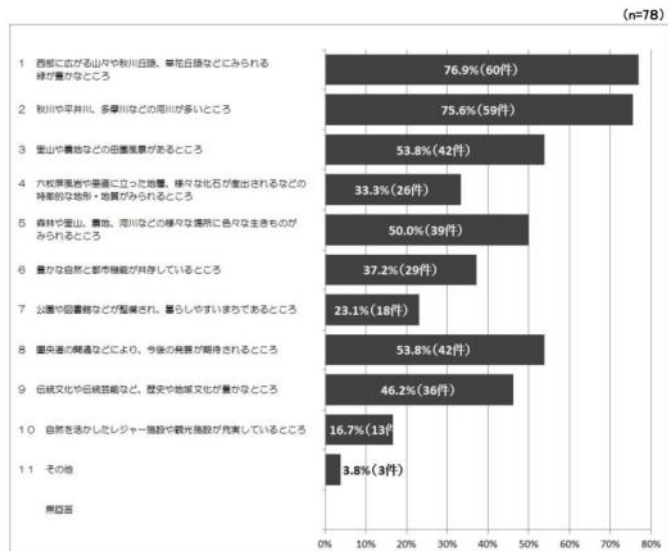
2 アンケート調査結果

(1) あきる野市の魅力

<問1>

貴事業所は、あきる野市の魅力は、どのようなところだと思いますか。

1～11の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。



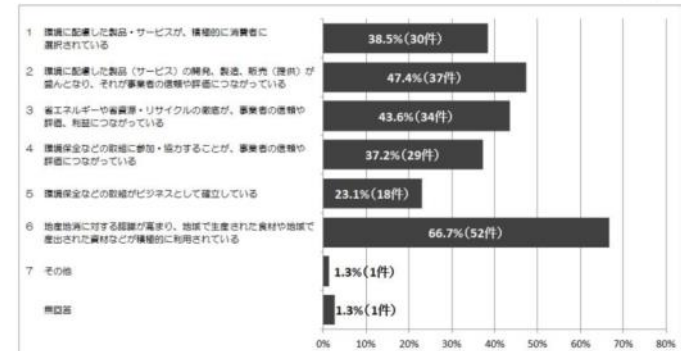
(2) 望ましい地域社会の姿

<問2>

貴事業所では、事業者の立場から、将来、あきる野市が、どのような環境に配慮した地域社会になるとよいと思いますか。

1～7の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(n=78)



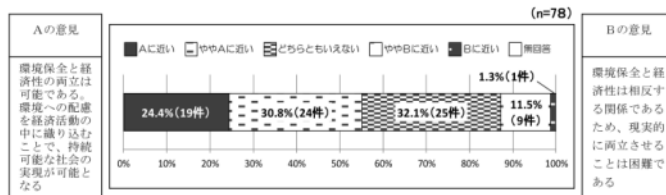
(3) 環境に対する意識や考え方

<問3>

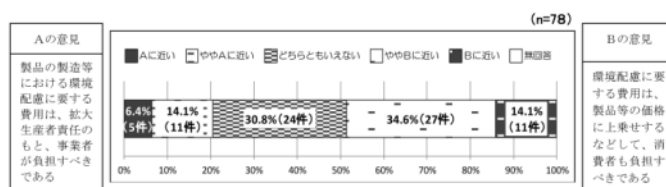
環境保全と経済性、費用負担の考え方に關する次の(1)～(3)の3つの項目について、貴事業所ではA、Bそれぞれどちらの意見に近いですか。

(1)～(3)のそれぞれの項目について、1～5の番号のうち、貴事業所の考えに近いもの1つだけに○をつけてください。

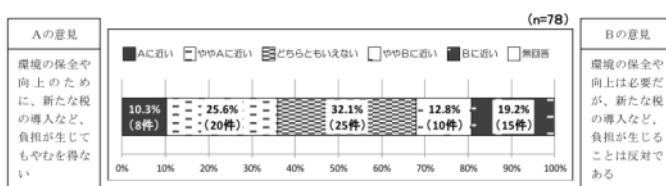
(1) 環境と経済の両立について



(2) 環境保全と生活の利便性の関係について



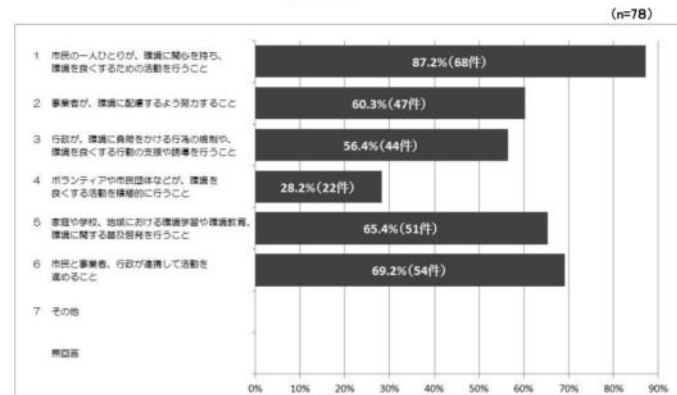
(3) 環境保全と税などの負担の関係について



(4) 環境問題の解決に向けた考え方

<環境を良くしていくためには、誰がどうすることが重要だと思いますか。>

1～7の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。



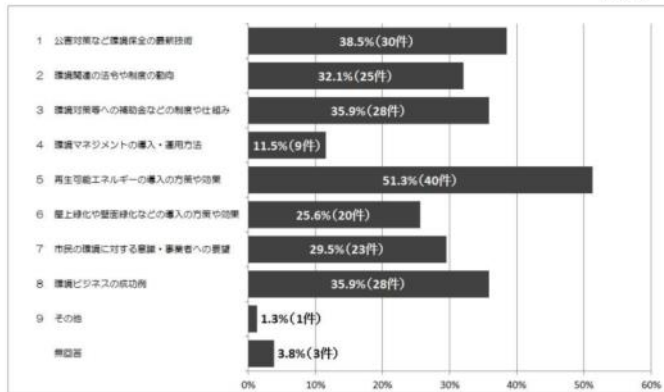
(5) 環境への関心状況

<問5>

貴事業所では、環境のどのような事柄に関心がありますか。

1～9の項目について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(n=78)



(6) 環境保全の取組状況

<問6>

貴事業所では、どのような環境に関する取組を行っていますか。また、特に行っていない／行わないを選ばれる場合は、その理由を教えてください。

1～22の項目について、実施しているものすべてに○をつけてください。

(n=78)

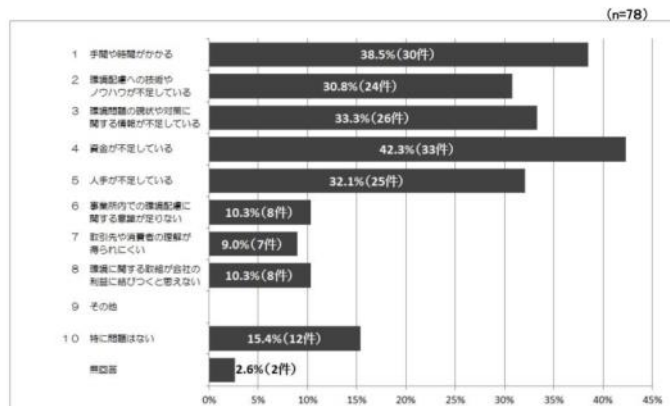


(7) 環境保全の取組実施における問題点

<問7>

貴事業所において、環境に関する取組を進める上での問題点は何ですか。

1～10の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。



8

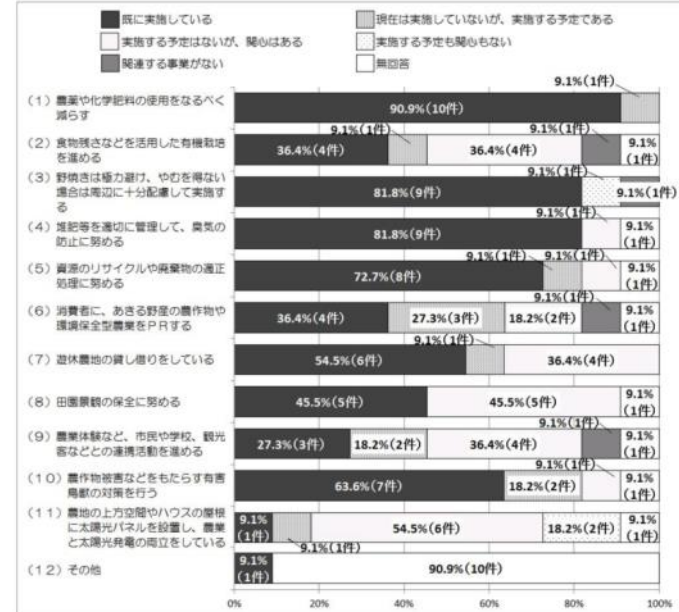
(8) 環境保全の取組状況（事業種別）

<問8（農業者用）>

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

(1)～(12)のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=11)



9

<問8 (漁業者用)>

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

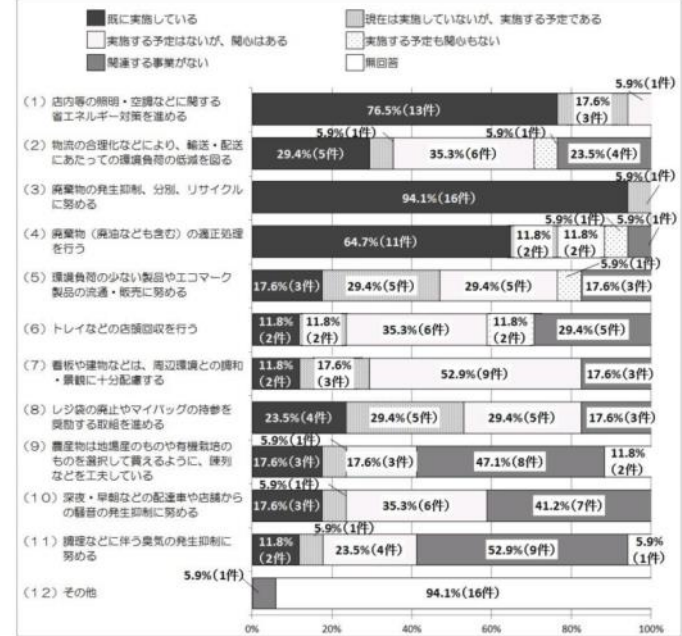
(1)～(13)のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あてはまるもの1つだけに○をつけてください。



<問8 (商業者用)>

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

(1)～(12)のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あてはまるもの1つだけに○をつけてください。

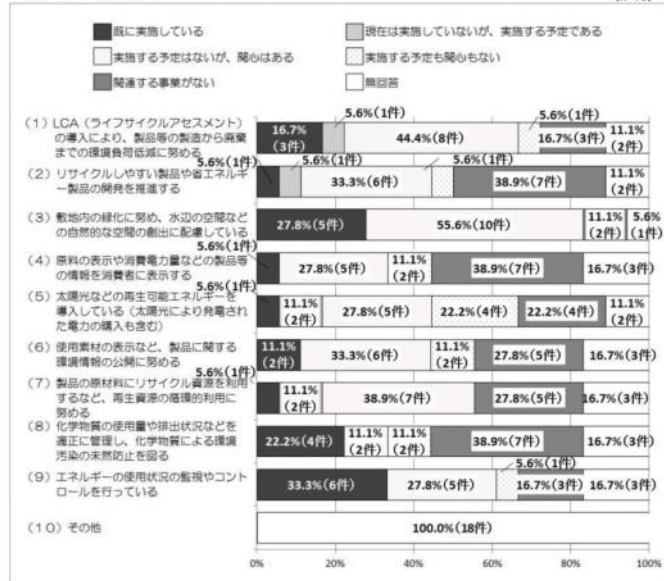


＜問8（工業者用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

(1)～(10)のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=18)



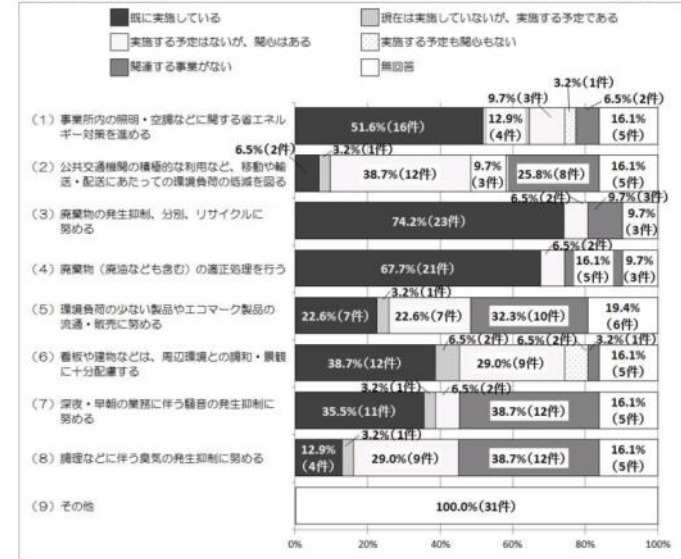
12

＜問8（サービス業用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

(1)～(9)のそれぞれについて、1～5の番号のうち、あてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=31)



13

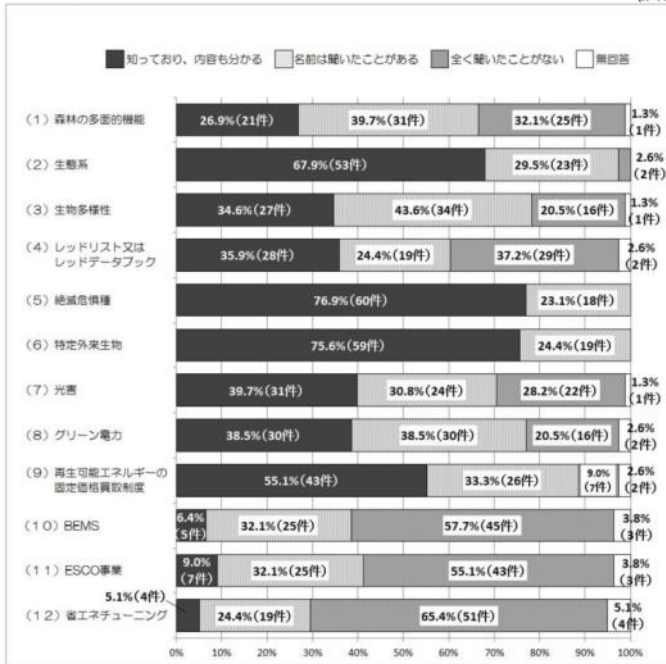
(9) 環境に関する言葉の認知度

<問9>

環境に関する取組は様々な分野に及んでおり、色々な言葉が使われています。次の言葉について、あなたをご存知かどうか教えてください。

(1)～(12)のそれぞれの項目について、1～3の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=78)



(10) あきる野市の環境に関する取組の認知度

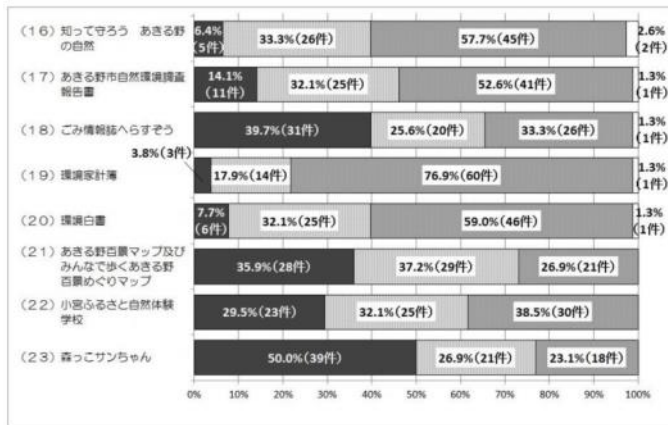
<問10>

あきる野市が実施する環境に関する取組や制度、組織、刊行物などについて、あなたをご存知かどうかを教えてください。

(1)～(23)のそれぞれの項目について、別紙1をご覧いただきながら、1～3の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの1つだけに○をつけてください。

(n=78)





16

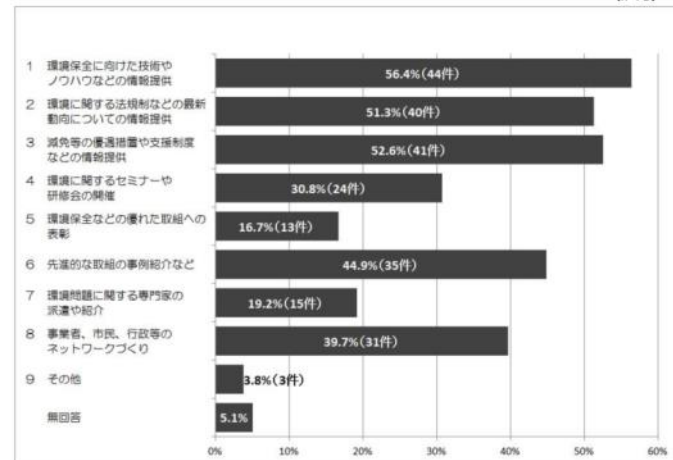
(11) 行政への期待

<問11>

環境への配慮に取り組むにあたって、行政に期待することはありますか。

1～9の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(n=78)

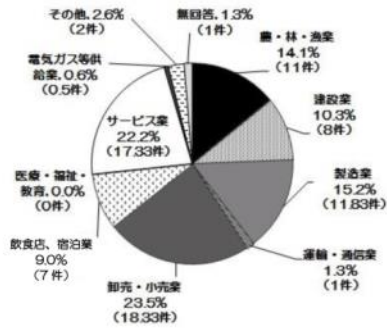


17

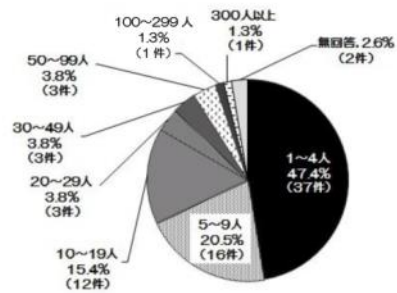
(12) 回答者の属性

◎最後に、貴事業所のことをお聞きます。

1 業種 (n=78)

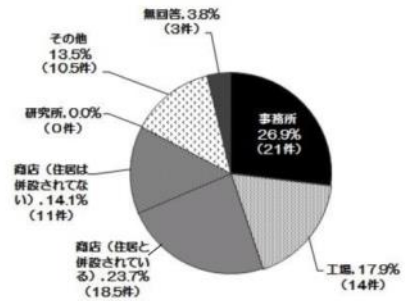


2 従業員数 (貴事業所内に限ります) (n=78)

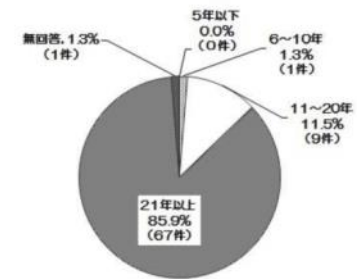


18

3 事業所形態 (n=78)

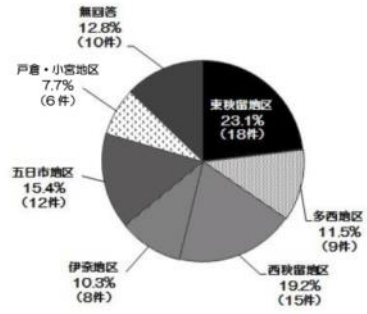


4 あきる野市内での経営年数 (n=78)



19

5 事業所が立地する地域 (n = 78)



5 分野別の取組（50音順）

第二次計画では、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4つの分野で計211の取組が位置付けられています。施策・分野ごとの取組は、本編第3章の59頁～106頁に記載していますが、こちらでは、取組を50音順に並び替え、本編の掲載頁を示しています。

行	分野別の取組の名称	掲載頁	
あ行	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	75	
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	74	
	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	74	
	秋川流域ジオパーク構想の推進	75	
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	104	
	空き地の適正管理	87	
	空き家対策の検討	87	
	あきる野市生きもの会議の運営	103	
	あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営	103	
	あきる野市版レッドリストの作成	64	
	あきる野市緑の基本計画の改定	67	
	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	105	
	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	75	
	悪臭防止対策の充実	77	
	アダプト制度の運用	105	
	アニマルサンクチュアリ活動の継続	70	
	新たななりサイクルシステムの検討	84,93	
	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	88	
	一斉清掃の実施	86	
	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	81,92,97	
	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	97	
	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	106	
	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	80,91,97	
	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	80,91,102	
	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	98	
	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	89,97	
	落ち葉の堆肥化の推進	82,93	
	か行	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	95
		崖線地区の保全	69
		外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	66
		外来種対策の拡大・強化の検討	66
		各種情報の地図情報化	61
		各種マップの作成	75
		各種リーフレットの作成・公開	62,99
各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）		76	
（仮称）生物多様性保全条例の制定		64	
河川環境の維持・向上		71	
河川環境の向上についての検討		72	
河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全		68	
河川の水質調査		60	
家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）		80	
家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援		90	
川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進		71	
環境委員会の運営		103	
環境家計簿などの普及拡大		89	
環境調査の継続		77	
環境低負荷型の収集の実現		85,94	
環境に配慮した消費行動の実践（庁内）		90	
環境白書の作成		99	
観光ボランティアガイドの育成		76	
郷土の恵みの森づくり事業基金の運用		65	
郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）		70,94	
郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）		67,94	

行	分野別の取組の名称	掲載頁	
か行	魚道の整備	71	
	魚類が産卵しやすい川づくり	71	
	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	78	
	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	98	
	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	106	
	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	89,97	
	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	83,93	
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	78	
	下水道の整備	78	
	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	92	
	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	90	
	公共施設における地元産材の使用促進	74,96	
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	72,85,95	
	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	72,85,95	
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	79	
	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	78	
	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	80,92	
	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	81,92	
	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	66	
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	76	
	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）	90	
	ごみ会議の運営・推進	82,93	
	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	82,93	
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	103	
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	101	
	ごみの戸別収集・有料化の継続	84,93	
	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	100	
	さ行	最終処分場掘り起こし再生	84,94
		再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	90
		再生可能エネルギー設備・機器の導入	91
		（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（管生地区など）	68
		里山の保全策の検討	68
		参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	102
		事業者へのごみ減量啓発	83,93
		事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	69,77
		資源回収の充実	84,93
		資源集団回収の推進	84,93
		次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	81,92
		次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	81,92,97
		自然環境調査の継続	59
		自転車のさらなる有効活用方策の検討	93
自転車優遇策の研究及び検討		92	
市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進		99	
市民・観光客向けカントリーコードの設定		64	
市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発		88	
市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）		104	
市民などによる調査の結果の収集		61,98	
住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）		72,85,95	
住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討		73,85,95	
重要地域の公有地化		64	
市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する		70,94	
省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発		89,97	
省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）		91	
省資源化の推進		83,93	
小中学校で活用できる教材の作成		100	
小中学校における環境教育の継続		100	
小中学校における食育の推進		100	
食育の推進		103	
職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する		81,92	
振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）		79	
森林サポートレンジャーの継続		104	
森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）		74,96	
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）		70,94	
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）		67,94	
森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る		94,97	
森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）		70,94	

行	分野別の取組の名称	掲載頁	
さ行	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	67,94	
	森林レンジャーによる各種調査の継続	60	
	菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	105	
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続	101	
	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	91,97	
	生活環境に関する情報の収集・公開	77	
	生活環境に関する情報の収集・提供	97	
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	69,77	
	清掃工場の適正管理	85,94	
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	61,99	
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	63,99	
	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	61,98	
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	62,99	
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	62	
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	63,98	
	生物多様性保全基金の創出の検討	65	
	生物多様性保全区域の指定	64	
	生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討	104	
	生物多様性を体験できるイベントの実施	102	
	生物目録の作成・更新	61,99	
	清流保全協力員活動の継続	68	
	専門機関等との連携による調査の検討	60	
	た行	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	86
		地下水汚染調査	60
		地下水保全対策の継続（揚水規制）	69,80
地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討		65	
地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供		97	
稚魚の放流		71	
地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）		88	
地産地消型農業の推進		73,96	
地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る		95	
直接搬入ごみの受入れ		85,94	
釣りなどのレジャーへの活用		76	
低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う		98	
電線地中化の促進など		86	
東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進		67	
道路・公園・公共施設等の適正管理		86	
道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）		78	
特定外来生物対策の実施		66	
土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）		79	
図書館における環境情報コーナーの充実		99	
徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）		82,93	
な行		生ごみリサイクルの促進	82,93
		担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	101
		農業後継者の育成支援	102
		農畜産物などの地産地消の推進	73,96
		農地の環境面からの機能の発信	63,98
	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	68	
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	73,85,95	
	は行	バーベキュー場の維持管理	76
		廃食油の有効利用の促進	83,93
		光害防止対策の研究	80
必要に応じて駐輪場を整備する		92	
人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出		99	
不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去		86	
不法投棄対策の充実		87	
ふるさと農援隊の継続		105	
文化財の指定・保護		65	
粉じん防止対策の充実		77	
ペットの飼い方等に関する苦情対策		88	
ペットの飼い方等の意識啓発		88	
ポイ捨て防止などの対策の研究		87	
放置自転車リサイクルの実施		84,93	
保全・再生・活用すべき場所の抽出		62	
保存緑地の指定	65,85,95		
ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	87		

行	分野別の取組の名称	掲載頁
ま行	未就学児を対象とした環境教育の継続	101
	水切りの徹底	83,93
	水と緑のマップの充実	62,99
	みどりの大切さの発信	63,98
	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	75
	木質バイオマス活用方法の研究等の推進	95
	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	104
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	74
	森の子コレンジャー活動の継続	100
	森の魅力発信	63,98
や行	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	98
	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	79
	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	79
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	102
	有害鳥獣対策の実施	66
	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	105
	湧水調査	60
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水地下浸透の促進）の継続	69,80
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	101
ら行	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	106
	リサイクルフェア等のイベントの実施	83,93
	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	105
	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	102
	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	72,85,95
英語	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	91

6 主な環境関連法令・計画

(1) 法律

名 称	主 な 内 容
環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境の保全についての基本理念や施策の基本的事項を定め、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を定めた法律。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律。自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化し、公園の指定や計画、保護規制に関する事項等を規定している。
自然環境保全法	国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるよう、生物多様性の確保など、自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。基礎調査の実施のほか、自然環境保全基本方針の策定を規定するとともに、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。
森林法	わが国の森林・林業関係の基本的な法律の一つ。森林の保続培養と森林生産力の増進に向け、森林計画制度や林地開発許可制度、森林施業計画制度、保安林制度等を規定している。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的・計画的な推進により、豊かな生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的とした法律。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。また、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務のほか、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などを規定している。
地球温暖化対策の推進に関する法律	国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。温室効果ガスなどの地球温暖化に関する基本的事項を定義するとともに、地方公共団体実行計画等の策定や温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の実施について規定している。地方公共団体においては、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（事務事業編）の策定及び二酸化炭素排出量の公表が義務付けられているとともに、地域の実情に応じた実行計画（区域施策編）の策定も努力義務として定められている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生物多様性の確保や生活環境の保全、農林水産業の健全な発展に向け、鳥獣の保護や管理、狩猟の適正化について規定した法律。平成26年（2014年）に改正され、従来の鳥獣の保護に関する事業に加え、鳥獣の生息数を適切に維持するため、鳥獣の管理に関する事業が定められた。また、鳥獣の捕獲等をする事業の実施や業者の認定、夜間の猟銃使用の一部解禁など、規制緩和が行われた。

名 称	主 な 内 容
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	<p>有害化学物質の環境への排出量の把握などにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善促進や、化学物質による環境の保全上の支障の発生を未然に防止することなどを目的とした法律。特定の化学物質について情報の届出・集計・公表などを定め、指定化学物質を扱う事業者には、MSDS（Material Safety Data Sheet）※の交付による情報提供を義務づけている。</p> <p>※ MSDS（Material Safety Data Sheet）</p> <p>化学物質等安全データシートのこと。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡・提供する際に事前提出を義務付けられており、その性状及び取扱いに関する情報が記載されている。</p>
工場立地法	<p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や工場立地に関する準則等の公表などを規定した法律。別に定める準則には、工場で営む製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合などが示されている。</p>

（２）東京都の条例

名 称	主 な 内 容
東京における自然の保護と回復に関する条例	<p>東京都における市街地等の緑化、自然地の保護と回復、保全地域の指定、野生動植物の保護、開発の規制などを規定した条例。本市の横沢入里山保全地域は、同条例に基づく保全地域である。</p>
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	<p>工場公害規制に加え、地球温暖化対策計画書制度やディーゼル車の運行制限などの自動車公害対策、化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、環境への負荷の低減の取組等を規定した条例。</p>

（３）あきる野市の条例

名 称	主 な 内 容
あきる野市環境基本条例	<p>本市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念や市民・事業者・市の責務、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めた条例。</p>
あきる野市清流保全条例	<p>本市の清流を守り残すため、市長・市民・事業者の責務のほか、河川の水質保全や水量確保、親水環境の保全などについて定めた条例。生活排水や事業排水の適正処理、雨水の地下浸透の努力義務などを規定している。</p>
あきる野市ふるさとの緑地保全条例	<p>本市の緑の保全と緑化の推進などについて定めた条例。市長・市民・事業者の責務のほか、宅地造成等の規模に応じた緑化基準、保存緑地の指定制度などを規定している。</p>

(4) あきる野市の構想・計画など

名 称	主 な 内 容
秋川流域ジオパーク構想	秋川流域の地形・地質に着目し、日本ジオパーク認定を目指す構想。本構想に基づく取組は、あきる野市、日の出町、檜原村の連携により推進されている。秋川流域の地形・地質は、様々な地質時代の地層が複雑に絡み合うことで特徴的な場所をつくり出すとともに、化石の宝庫となっている。地域の典型的な場所又は希少な地形・地質現象が確認できる場所などと周辺環境を一体的に保全し、観光資源として活用することで、環境と経済の好循環をつくり出すことを目指している。
あきる野市 一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化及び適正処理に関して、長期的かつ総合的な方向性を示した計画。
あきる野市 郷土の恵みの森構想	市域の6割におよぶ森を市民等の「共通の財産」と位置付け、森林の有する多面的機能に着目し、森林の保全と活用の方向性を示した構想。
あきる野市 郷土の恵みの森づくり 基本計画	郷土の恵みの森構想で定めた森づくりの基本方針に基づき、森づくりを総合的かつ計画的に行うために策定した計画。森林の状況のほか、森づくり事業などの主要な施策をまとめている。
あきる野市 森林整備計画	本市における森林整備の基本的な方針や間伐、保育の標準的な林齢（時期）などを定めた計画。
あきる野市 生物多様性地域連携保全 活動計画	「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）に基づき、地域住民等との連携による生物多様性の保全や活用の取組を示した計画。「郷土の恵みの森づくり基本計画」の計画期間満了に伴い、定めたものであり、「あきる野戦略」の実施計画である。
あきる野市総合計画	長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針を定めた市の総合計画。基本構想、基本計画、実施計画からなり、本市の各種計画の最上位となるものである。本計画の目標とする将来都市像は、「人と緑の新創造都市」である。
あきる野市 地球温暖化対策地域 推進計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等に向けた総合的かつ計画的な施策を定めた計画。家庭や事業所の取組のほか、市の支援策を示す。
あきる野市 地球温暖化防止対策 実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減の方策等を定めた計画。市では、平成13年（2001年）に第一次計画を策定し、現在、第三次計画に取り組んでいる。
あきる野市 都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市議会の議決を経て定めた「基本構想」や東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるもの。都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示することで、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしている。
あきる野市 生物多様性あきる野戦略	「生物多様性基本法」に基づき、本市の生物多様性の保全、活用などの方向性を示した戦略。目標となる望ましい姿は、「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」である。

7 用語解説

あ行

秋川渓谷物語（あきがわけいこくものがたり）

あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等を対象とする地域ブランドのこと。地場産品に対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図りながら、地場産業の振興と発展に寄与することを目的として、あきる野商工会により運営されている。

「秋川渓谷物語」の地域ブランド品となるには、一定の基準を満たし、地域ブランド認定審査会による認定を受ける必要がある。(P. 35, P. 74)

あきる農を知り隊（あきるのうをしりたい）

市民をはじめとする消費者から、あきる野の農業に対する理解と応援を得るため、農地やハウスの生産現場見学、収穫体験など、農業者自らがあきる野の農業の魅力を発信する消費者との交流イベントのこと。(P. 63)

あきる野市廃棄物減量等推進員（ごみ会議）

（あきるのしはいきぶつげんりょうとうすいしんいん ごみかいぎ）

市民や事業者などが構成員となり、ごみの減量、適正な処理及び再利用の推進を図るため、市の施策への協力及び市民への啓発を行う組織のこと。ごみ情報誌「へらすぞう」の発行などを行っている。

(P. 41, P. 49, P. 50, P. 54, P. 82, P. 93)

あきる野の農と生態系を守り隊

（あきるのののうとせいたいけいをまもりたい）

市民や農業者などからなり、農業経営の安定化及び自然環境の保全を図ることを目的として、本市の市域内における有害鳥獣による農業被害や外来種による生態系被害の防止・軽減につながる活動を行う組織のこと。狩猟免許保有者の高齢化が進行する中、有害鳥獣対策等を担う人材を育成するため、狩猟免許取得の支援等も行っている。(P. 58, P. 66, P. 102, P. 105)

悪臭（あくしゅう）

いやな「におい」、不快な「におい」の総称のことで、「環境基本法」では、典型七公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭）の一つに位置付けられている。「悪臭防止法」等に基づき、規制が行われている。(P. 39, P. 77)

アダプト制度（アダプトせいど）

行政が、特定の公共財（道路、公園、水路、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約し、行政が必要な支援を行う制度のこと。アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」と訳される。

(P. 43, P. 58, P. 105)

雨水浸透ます（うすいしんとうます）

底や側面にたくさんの穴が空いており、地中に埋めて貯まった雨水をゆっくりと地下に浸透させる設備のこと。地盤沈下の抑制、地下水のかん養、健全な水循環の保全、浸水被害の抑制などの効果がある。

(P. 69)

江戸前アユ（えどまえアユ）

東京湾から遡上する天然アユのこと。多摩川の鮎漁は、非常に古くから行われていたが、江戸時代になると、江戸に近いから、生きたままの新鮮な鮎を提供できることから、広く知られるようになった。多摩川でとれる鮎は、香味があり、非常に美味であったことから、将軍家などにも献上され「御用鮎」と呼ばれたこともある。こうした歴史などを踏まえ、水産振興などのため、江戸前アユの復活に向けた取組が進められている。(P. 33, P. 34, P. 71)

エネルギーマネジメント

省エネルギーの観点から、電気や天然ガスなどのエネルギー資源について、合理的な使用・管理をすること。建物内におけるBEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）、家庭におけるHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）などがある。（P. 47, P. 48, P. 89, P. 90, P. 97）

温室効果ガス（おんしつこうかガス）

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。（P. 45, P. 47, P. 48）

か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、やむを得ず排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。（P. 51, P. 95）

崖線緑地（がいせんりょくち）

台地の崖に沿って広がる緑地のこと。湧水が豊富に見られる。秋留台地外縁における崖線部の樹林帯は、本市の緑の特性でもある。（P. 33, P. 69, P. 73）

拡大造林（かくだいぞうりん）

主に広葉樹からなる森林を伐採し、針葉樹中心の人工林（育成林）に置き換えること。昭和20～30年代の日本の復興に際し、資材となる木材が不足し、その価格が高騰を続けた。こうした背景のもと、当時の政府により、急速な拡大造林政策がとられ、里山の雑木林や奥山の天然林などが伐採され、スギ

などの成長が比較的早く、経済的に価値の高い人工林に置き換えられた。（P. 8）

化石燃料（かせきねんりょう）

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている有限性の燃料資源のこと。「化石エネルギー」とも呼ばれる。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。（P. 51）

合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。（P. 39, P. 69, P. 77）

環境家計簿（かんきょうかけいぼ）

毎日の生活の中での環境に関係する出来事や行動を記録することで、家庭でどのような環境負荷が発生しているか、どのように改善していけば良いかなどを考察できる出納簿のこと。電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量に排出係数を掛けて、家庭の二酸化炭素排出量を計算するものが多い。（P. 47, P. 89）

環境基準（かんきょうきじゅん）

「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準となる物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。（P. 37, P. 39）

環境マネジメントシステム

（かんきょうマネジメントシステム）

企業などが、事業活動における環境配慮を「計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→

計画の見直し（Action）」という流れに沿って系統的に管理するシステムのこと。（P. 13）

観光ボランティアガイド

（かんこうボランティアガイド）

観光客向けに、市内の見どころの紹介や案内などの「おもてなし」活動を行う市民ボランティアのこと。武蔵五日市駅前を活動の拠点とし、秋川渓谷の自然や景観、歴史、文化などの紹介や魅力ある散策コースの提案などを行っている。（P. 36, P. 76）

カントリーコード

自然公園などを訪問する観光客が守るべきルールやマナーを明文化したもの。イギリスの田園地帯を訪問する人が守るべきルールやマナーをまとめたものが始まりで、日本では、富士山、小笠原、南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、屋久島などでそれぞれカントリーコードが策定されている。（P. 31, P. 64）

気候変動枠組条約締約国会議

（きこうへんどうわくぐみじょうやくていやくこくかいぎ）

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締約国が開催する、大気中の温室効果ガス濃度の安定化等について話し合う会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、1995年にベルリンで開催された第1回会議（COP1）以来、毎年開催されている。報道等で用いられるCOPとは、「Conference of the Parties」の略称であり、締約国会議を示す。生物多様性条約締約国会議（COP）と区別するため、気候変動枠組条約締約国会議を示す場合には、COP-FCCC（Framework Convention on Climate Change）とされる場合がある。（P. 1）

基準産地（きじゅんさんち）

ある生きものの学名をつける際に、基準とした1つの標本の産地のこと。（P. 35）

近隣騒音（きんりんそうおん）

生活を通して発生する多種多様な音のうち、騒音として問題とされる音のこと。具体的には、商業宣伝の拡声器の音、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの室外機、ペットの鳴き声などを指す。（P. 40, P. 78）

グリーン購入（グリーンこうにゅう）

製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。購入者自身の消費生活などの活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業にも環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。（P. 41, P. 46, P. 47, P. 50, P. 83, P. 89, P. 90, P. 93, P. 97）

クレジット制度（クレジットせいど）

太陽光発電、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの使用やエネルギー効率の良い機器の導入、植林や間伐等の森林管理（森林の二酸化炭素吸収量・固定量の増加のための活動）により実現できた温室効果ガス削減量・吸収量を「クレジット」として認証を受け、市場で取引を行う制度のこと。「クレジット」を購入しカーボン・オフセットを行うことで、自らがその分の二酸化炭素を削減したとみなすことができる。（P. 32, P. 65）

景勝地（けいしょうち）

良い景色、自然の良い風景を見られる場所のこと。観光地としてある程度整備されている場所を指すことが多い。（P. 28, P. 35）

溪流（けいりゅう）

河川の上流で、山地を侵食しながら流れ下る川のこと。瀬や淵、滝などを伴うことが多い。（P. 36, P. 76）

小峰ビジターセンター（こみねビジターセンター）

東京都立秋川丘陵自然公園の中心部に位置する小峰公園内にあるビジターセンターのこと。周辺の自然解説や希少種の分布調査、野外レクリエーションの楽しみ方の普及など、様々な活動を行っている。（P. 56, P. 57, P. 101, P. 103）

ごみ発電（ごみはつでん）

ごみ処理施設において、ごみを燃やして発生した熱を利用して発電すること。ごみの焼却処理の過程で発生する熱を回収し、発電を行うことで、焼却のみでは無駄に捨てられるエネルギーを再利用でき、循環型社会に貢献できるとされている。（P. 42, P. 50）

さ行

再生可能エネルギー（さいせいかのうエネルギー）

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として規定されたエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスがあげられる。再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーと異なり、枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。（P. 1, P. 19, P. 46, P. 47, P. 48, P. 90, P. 91）

在宅医療廃棄物（ざいたくいりょうはいきぶつ）

在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。一般廃棄物に分類される。高齢化社会の進展に伴い、慢性疾患の増加等に対応するため、医療機関で行われてきた医療技術が在宅においても実施されるようになり、注射器等の医療廃棄物が家庭からも多く排出されるようになった。ごみ収集時の作業員の針刺し事故の防止などの課題がある。（P. 42, P. 50）

里山（さとやま）

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の雑木林や田んぼ、水路などがある一帯のこと。住民は、生活の一部として、燃料となる薪（薪炭用木材）集め、食料となる山菜採り、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。（P. 22, P. 23, P. 28, P. 31, P. 32, P. 36, P. 56, P. 68）

サントリー「天然水の森 奥多摩」

（サントリーてんねんすいのもりおくとま）

サントリーホールディングス株式会社がある野市、檜原村との協定により、森林整備などを進めている森林のこと。サントリー「天然水の森 奥多摩」は、あきる野市の「共生・協働の森」（54.5ha）と西多摩郡檜原村の「企業の森」（13.0ha）の2ヶ所を合わせたものであり、植栽や針葉樹林の間伐・枝打ちなど、それぞれの土地にあった森林整備活動を推進している。（P. 11）

市街化区域（しがいかくいき）

「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域のこと。（P. 44）

狩猟免許（しゅりょうめんきょ）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟鳥獣を捕獲することを認める免許のこと。（P. 56）

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。（P. 12, P. 13, P. 37, P. 41, P. 49, P. 50, P. 82, P. 84, P. 93）

省エネ型生活10か条

(しょうエネがたせいかつ10かじょう)

第一次計画のエネルギー環境分野の目標「わがまちから地球温暖化に対応する」における家庭での省エネルギーを推進するため、市民の意見をもとに、省エネ型生活をするためのヒントとして、市が作成した10か条のこと。平成27年度(2015年度)に、環境家計簿とともに見直している。(P. 47)

食育(しょくいく)

生涯を通じた健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承や発展、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。(P. 55, P. 56, P. 57, P. 100, P. 103)

植生(しょくせい)

ある地域における植物体の集まりの総称のこと。(P. 28)

親水性(しんすいせい)

川などの水辺に対する親しみやすさの度合いのこと。水辺周辺を整備したり、水質の改善をすることにより、人々と水辺との間の垣根を低くし、親水性を高めることができる。(P. 34)

振動(しんどう)

「環境基本法」で定義されている典型七公害の1つにあげられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「振動規制法」等に基づき、規制が行われている。(P. 23, P. 39, P. 40, P. 79)

水質汚濁(すいしつおたく)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、

有害物質による魚介類や人への被害などがあげられ、「水質汚濁防止法」等に基づき、規制が行われている。(P. 1, P. 23, P. 39, P. 77)

水素ステーション(すいそステーション)

燃料電池自動車へ水素を供給するステーションのこと。液化石油ガス(LPガス)等から水素を製造する「オンサイト型」と、圧縮水素や液体水素を水素ステーションの外部からトレーラーなどで運び込む「オフサイト型」がある。(P. 81, P. 92)

スマートハウス

HEMSなどのIT(情報技術)を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。太陽光発電システムなどのエネルギーをつくりだす機器と家電などのエネルギーを使用する機器をつなぎ、効率の良いエネルギー消費を図る。(P. 48, P. 91, P. 97)

スラグ

廃棄物を1,300℃以上の高温に保った炉の中で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化して得られる生成物のこと。廃棄物溶融スラグ又は溶融スラグとも言われる。黒いガラス粒状の物質で、路盤材やコンクリート原料として利用できる。スラグ化することで、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるとともに、高熱でダイオキシン類を分解できるなどの長所がある。(P. 13, P. 42, P. 50)

生産緑地(せいさんりょくち)

市街化区域内にある農地等が持つ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つものとして、「生産緑地法」に基づき都市計画に定めた農地等のこと。面積が500㎡以上であることなどの要件がある。(P. 33, P. 68)

生態学（せいたいがく）

生物の個体間の相互関係や生物と環境との関係等に関する学問分野のこと。（P. 30）

生態系（せいたいけい）

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生物とその生活に關与する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間（系）のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。（P. 28, P. 30, P. 31, P. 32, P. 33, P. 34, P. 42, P. 43, P. 45, P. 51, P. 52, P. 58, P. 63, P. 66, P. 67, P. 98, P. 102, P. 105）

生態系サービス（せいたいけいサービス）

生物多様性が維持されることによってもたらされる食料や水、気候の調整、水質の浄化、レクリエーションの場の提供などの恩恵のこと。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」と、これらのサービスを支える「基盤サービス」の4つに分類される。「基盤サービス」の代わりに「生息・生育地サービス」が入る場合がある。（P. 30, P. 63, P. 98）

生態系ネットワーク（せいたいけいネットワーク）

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、草地、農地、市街地の緑・水辺、河川、湿地など）のつながりのこと。（P. 33, P. 34, P. 42, P. 43, P. 51, P. 52）

生物種の生活史（せいぶつしゅのせいかつし）

生物個体の発生から死までの生涯の生活に関する全過程のこと。生活には、食性、行動習性、社会生活、繁殖様式などが含まれる。（P. 30, P. 61, P. 99）

生物多様性（せいぶつたようせい）

森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在する

こと並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。（P. 1 ほか）

生物多様性条約締約国会議

（せいぶつたようせいじょうやくていやくこくかいぎ）

1992年に採択された「生物多様性条約」の締約国が開催する、生物多様性の保全等に関する会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、1994年にバハマで開催された第1回会議（COP1）以来、概ね2年に1回開催されている。報道等で用いられるCOPとは、「Conference of the Parties」の略であり、締約国会議を示す。気候変動枠組条約締約国会議（COP）と区別するため、生物多様性条約締約国会議を示す場合には、COP-CBD（Convention on Biological Diversity）とされる場合がある。（P. 1）

生物目録（せいぶつもくろく）

ある地域で確認された生きもののリストのこと。（P. 30, P. 55, P. 61, P. 99）

清流保全協力員

（せいりゅうほぜんきょうりょくいん）

「あきる野市清流保全条例」に基づき、河川環境の状況の調査及び異常の通報、河川の保全に係る低減及び啓発などを任務とする人員のこと。（P. 33, P. 40, P. 68）

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機にある生きもののこと。一般的に国や都道府県が定めたものをいう。（P. 28）

騒音（そうおん）

「環境基本法」で定義されている典型七公害の1つにあげられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「騒音規制法」等に基づき、規制が行われている。（P. 23, P. 39, P. 40, P. 78, P. 79）

大気汚染（たいきおせん）

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気汚染のこと。「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじんなど）、一般粉じん（鉱物などの堆積場から飛散）、特定粉じん（アスベスト）、特定物質（ベンゼンなど）について、規制が行われている。（P. 1, P. 23, P. 39 P. 77）

多面的機能（ためんてききのう）

森林が有する様々な機能の総称のこと。森林には、木材生産機能をはじめ、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくるとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物の棲みかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。（P. 32, P. 33, P. 34 P. 43, P. 51, P. 52, P. 63, P. 73, P. 85, P. 94, P. 95, P. 97）

段丘崖（だんきゅうがい）

ある段丘とそれより一段低い段丘の間の崖のこと。（P. 33, P. 34, P. 43, P. 52）

地区計画（ちくけいかく）

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合った、よりきめ細かい規制を行う計画のこと。区域の指定された用途地域の規制を強化又は緩和することができる。各街区の整備及び保全を図ることができる。（P. 42, P. 44, P. 88）

地産地消（ちさんちしょう）

地域で生産されたものをその地域で消費すること。農林水産省は、これに加え、「農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」としている。本市においても、『もの（食材）』を通して『ひと（心）』がつながることが原点である。」としている。（P. 32, P. 34, P. 35, P. 45, P. 51, P. 52, P. 56, P. 73, P. 95, P. 96）

地目（ちもく）

土地の用途による分類のこと。宅地、畑、山林、雑種地などがある。（P. 8）

低炭素街区（低炭素地区）

（ていたんそがいく ていたんそちく）

再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術の導入により、省エネルギー化を図る地区のこと。地区内の建物に太陽光発電システムを標準装備とする、近接する建物の所有者が協力して建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通する「建物間熱融通」を行うなどの手法がある。（P. 98）

東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）

～東京都レッドリスト～2010年版

（とうきょうとのほごじょうじゅうようなやせいせいぶつしゅほんどぶ～とうきょうとレッドリスト～2010ねんばん）

東京都本土部における絶滅のおそれのある野生生物種の一覧のこと。絶滅の危険性の高さに応じて、カテゴリー分けがなされている。（P. 29）

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、人間の移動や物流が盛んになりはじめた明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種のうち、生態系や農林水産業、人の生命や身体に被害をおよぼしているもの、あるいはおよぼすおそれのあるものとして指定された種のこと。

(P. 28, P. 32, P. 66)

土壌汚染（どじょうおせん）

土壌に有害な物質が浸透して汚染された状態のこと。土壌に含まれた有害物質は、水や大気に含まれたもの比べ移動性が低く、拡散・希釈されにくいという性質があり、いったん土壌汚染が発生すると長期にわたり人の健康や生活環境に影響をおよぼすおそれがある。「土壌汚染対策法」等に基づき、規制が行われている。(P. 40, P. 79)

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

「土地区画整理法」に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業のこと。(P. 44, P. 88)

な行

熱融通（ねつゆうずう）

近接する建物の所有者が協力して建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通すること。建物間熱融通ともいう。冷暖房の総合的な効率化や設備容量の縮小により、省エネルギーやコスト削減効果が期待できる。(P. 98)

燃料電池自動車（ねんりょうでんちじどうしゃ）

水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる燃料電池を動力源にした自動車のこと。エネルギー発生時に生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで発電効率も高い。(P. 48)

は行

パブリックコメント

市の基本的な政策などを策定する過程で、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。(P. 44, P. 88)

光害（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響のこと。

(P. 40, P. 80)

フットパス

森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小径（Path）のこと。(P. 76)

ふるさと農援隊（ふるさとのうえんたい）

本市において、農業を営んでいない65歳以上の高齢者とその家族を対象とし、農作業及び農作物の収穫などを行う組織のこと。健康づくり計画である「めざせ健康あきる野21」に基づき、農業を通じて、身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通じ、生きがいを感じることで市民の健康増進と介護予防を図ることを目的としている。(P. 58, P. 105)

粉じん（ふんじん）

物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生、飛散する微細な粒子状の物質のこと。特定粉じん（アスベスト）と一般粉じん（それ以外）に区分されている。(P. 39, P. 77)

保存緑地（ほぞんりょくち）

市内の緑の保全を図るため、「緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の4種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。

(P. 31, P. 33, P. 65, P. 69, P. 73, P. 85, P. 95)

ま行

木質バイオマス、木質バイオマスエネルギー

（もくしつバイオマスエネルギー）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来すること。木材等のマテリアル利用のほか、直接燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵による燃料化などのエネルギー利用があり、エネルギー源として用いるとき、これを「木質バイオマスエネルギー」という。エネルギー源として用いるため、木質バイオマスを燃焼させることなどにより、二酸化炭素が発生する。しかしながら、木質バイオマスは成長過程で光合成により二酸化炭素を消費しているため、石油などの化石燃料と異なり、実質的には二酸化炭素を増やさないとされている。

(P. 35, P. 51, P. 52, P. 95)

モニタリング

自然環境の状況などについて、継続的又は定期的に調査を実施すること。公害規制などで用いられる場合は、「監視」の意味で用いられる。(P. 30, P. 59)

や行

屋根貸し制度（やねかしせいど）

発電事業者が建物の屋根を借りて太陽光発電システムを設置し発電を行う制度のこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により発電事業を進めようとする事業者と、建物の屋根を貸し出すことで賃料を得ようとする建物所有者の双方のメリットを両立させるもので、太陽光発電の普及拡大につながるものと考えられている。太陽光による発電量が

増え、発電に伴う二酸化炭素排出量の削減が図られるとともに、災害などに強い分散型エネルギー社会の構築にもつながる。(P. 98)

有害化学物質（ゆうがいかかがくぶっしつ）

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質のこと。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などで取扱いが規制されている。(P. 40, P. 79)

有害鳥獣対策（ゆうがいちょうじゅうたいさく）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業や生態系等に係る被害の防止の目的で、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時に限り、その防止や軽減を図るために捕獲等が行われる。(P. 31, P. 32, P. 53, P. 56, P. 58, P. 66, P. 102)

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

長期にわたる不作付け地などのこと。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。(P. 33, P. 68, P. 105)

ら行

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のため、環境省で実施しているライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかける活動のこと。平成20年（2008年）からは、夏至ライトダウンに加え、7月7日の七夕の日にライトダウンを呼びかける「クールアース・デー ライトダウン」の呼びかけを実施している。ライトダウンに取り組むことで、ライトアップに馴れた日常生活において、どれほどの照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えてもらうことを目的としている。(P. 57, P. 106)

リサイクル率（リサイクルリツ）

1年間のごみの総排出量に対し、リサイクルした量の割合のこと。(P. 41, P. 49)

レアメタル

非鉄金属のうち、特に流通量が少ない金属の総称のこと。半導体産業、製造業には欠かせない素材となっており、近年においては使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究が行われている。(P. 41, P. 50)

数字・英語

3R

循環型社会の実現に向け、ごみの減量やリサイクルの促進に向けた行動を示す標語のこと。廃棄物等の発生抑制（リデュース【Reduce】：資源を効率的に使用して製品を作る、長期にわたり使用するなどにより、廃棄物の量を抑制すること）、再使用（リユース【Reuse】：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル【Recycle】：資源として再び利用すること）の3つの頭文字を取り「3R」としている。(P. 41, P. 50, P. 82, P. 93)

BEMS (Building Energy Management System)

ビル内のエネルギーの消費状況などを管理するシステムのこと。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うとともに、エネルギーの消費状況を視覚的に把握できるようにする。また、電力使用量デマンド（需要）を監視し、ピークカット制御をするデマンド応答（デマンドレスポンス）も含まれる。これらにより、建物における効率的なエネルギー消費や制御を図る。BEMS は「ベムス」と読む。(P. 48)

ESCO 事業 (Energy Service Company)

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業のこと。その結果得ら

れる省エネルギー効果を保証し、省エネルギー効果の一部が事業者の報酬となる。ESCO は「エスコ」と読む。(P. 48, P. 91)

HEMS (Home Energy Management System)

家庭内のエネルギーの消費状況などを管理するシステムのこと。各家電の電気等の使用状況や太陽光発電システムの発電状況等を把握し、エネルギーの消費状況を視覚的に把握できるようにする。また、家電等との連携により、自動的な電源のオンオフなども可能となる。これらを通じ、家庭内における効率的なエネルギー消費を図る。HEMS は「へムス」と読む。(P. 48)

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が作成した環境マネジメントに関する国際規格のこと。企業・官公庁等が、環境に対する負荷の低減などを継続的に改善するための目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定する。(P. 13)

LED (Light Emitting Diode)

電流が流れると発光する半導体のことで、日本語で「発光ダイオード」という。蛍光灯の4倍の寿命であるとともに、発光に伴う消費電力が白熱球の10分の1程度と少ないことから、二酸化炭素排出量が少なく、地球温暖化対策にも寄与するとされている。(P. 48, P. 91)

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化し

たものがある。発生源には、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもののほか、土壌、海洋、火山等の自然起源のものがある。(P. 55)

第二次あきる野市環境基本計画

平成28年（2016年）3月



発行 東京都あきる野市

〒197-0814 あきる野市二宮350番地
電話 042-558-1111（代表）

編集 あきる野市環境経済部環境政策課



東京都あきる野市